

第4回西和賀町議会定例会

令和元年12月12日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は11名であります。高橋宏君から欠席の旨の届け出があり、これを受理しております。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに佐藤教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分であります。制限時間の5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、あわせてお願いをいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順5番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番 おはようございます。北村嗣雄です。よろしく申し上げます。

令和元年最後の12月定例議会町議会、会期2日目になりますが、私が一般質問をさせていただく時間をいただきました。大変ありがたく、感謝申し上げます。

私の質問事項は、農業振興、それから畜産振興の2件でございます。

それでは、質問させていただきます。今年3月議会定例会において、町長は施政方針で、米の生産について、需要を勘案しない生産拡大は、米価の下落に直結することによって変わりにないことから、引き続き適切な生産が行われるよう対策を進めてまいると述べられております。私は、このことについても、6月議会において一般質問の中で意見を述べておりますが、町の基幹作物であり、米の生産にかかわる町の基本ですので、改めて質問いたします。

まず最初に、①、町の示す米の生産目安についてですが、6月議会においても、この目安については質問させていただきましたが、明確な確認ができなかったものですから、今回この米の生産について現状を示している適切な生産目安とは何か、具体的な説明をまずお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいま議員さんのほうからの質問ですが、農業振興に関するご質問であります。担当している課長のほうから説明申し上げます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 おはようございます。町の示す米の生産目安についてお答えしたいと思います。

平成30年産米から米の生産調整制度が廃止され、国においては生産者や集荷業者、団体が中心となって主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産、利用の拡大に取り組む方針が示されてお

り、それに基づいて毎年米の需給見通しを策定、公表するとともに、前年産米の生産実績を踏まえた米の生産数量の目安情報を都道府県ごとに提示することとしております。この数値をもとに、同様の方法で県から市町村ごとに米の生産数量の目安情報を示す仕組みとなっております。

なお、本町におきましては、西和賀町農業再生協議会の決定を経て、農業者ごとに生産数量の目安情報を提供しております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。これは、農家の皆さんで知っている方も多々あると思いますけれども、今年度米農家も生産終わりました、来年に向けていろいろ施策をされているところだと思います。そうした中で私が申すのは、やはり生産割り当てではないわけですが、ただこの目安で国からの、あるいは県からの大体示された中での生産ということになりますと、何となく割り当てに近いような、そういうふうに我々農家は感じるわけで、ですから西和賀においては減反が50%以上も進んでいる中で、やっぱり基幹作物である米に対して、町として、我々農家としてもできるだけ自由な、あるいは稼げる農家というか米づくり、こういうのを米農家に与えることが大事ではないかと思うわけでございます。

それで、2番に入っていくわけですが、来年度は県産米が25万9,554トンぐらい目安が出ているわけですが、西和賀の場合、この資料を見た場合は何トンかふえているわけですが、この資料について町としてはどのように把握されているのか、ちょっとそれを伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

12月3日に岩手県農業再生協議会が発表した令和2年度の西和賀町の米生産数量の目安は3,735トン、面積換算で731ヘクタールとなりました。銀河のしずくもこれに含まれてございま

す。町としましては、銀河のしずくを含め、生産者あるいは消費者の動向や生産技術に関する情報収集を十分に行った上で、関係機関と推進方策について検討を行ってまいりたいと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 この数量については割り当てではないわけですが、生産目安というのは各米農家に対してはどのような説明をされているのか。これは、農業再生協議会では協議されているわけですが、ただ実際米農家の方がこれを把握しているのか。別に割り当てはしているわけではないのでしょうか。この3番、4番に行きますと、今課長のほうからもお話あったように、オリジナル品種のシェア拡大というのを県のほうで示しておりますので、それとどういう形で作付を考えているのか。今、次年度に向けてのいろいろな施策の途中であると思いますので、その辺は米農家に対していち早く町としての考え方を示していくのが最善ではないかなと考えるわけです。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 12月3日、県が発表されたということで、町としてはこれから面積目安を、面積換算にしまして731ヘクタール、これを来年度、令和2年度に向けて個人に目安情報として示したいというふうに考えてございます。

農家の方がこれを認識しているかというような質問もあったと思います。農家につきましても生産目安ということで、農政座談会等で説明、周知といいますか、目安情報を示して、今後は需要に合うような米生産をしていかなければならないよと説明をしているつもりですので、農家の方々につきましても、目安については十分理解をされているものと認識してございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 今年度の収穫量というのは、町のほうで確認しておりますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、まず初めに東北農政局岩手県拠点が一昨日、12月10日に公表した北上川下流域の作況指数は103のやや良、10アール当たりの単収量は550キログラムで確定したところでございます。

市町村ごとの作況指数あるいは収穫量等は公表されてございません。しかしながら、西和賀普及サブセンターの担当者に聞いたところ、西和賀町もほぼこの作況指数103、やや良、収穫量550キロ、単収9.1俵くらい、これくらいはとれているだろうという情報は得ております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 そうすると、正確ではなくても、大体概算でも町の米農家の生産量の集計というのは確認できていないわけですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 今年度産米については、農協のほうでの取り扱い数量、それは集計中ということで、まだ把握してございません。それ以外の、農協以外に出荷されたものについては私どものほうでは把握できてございません。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 わかりました。

それでは、次の3番に入っていきますが、これは岩手県が示す生産方針に対する町の対応についてということですが、先ほどもちょっと話に入りましたけれども、県では県内の米生産について、次年度より既存の生產品種を維持し、県のオリジナル品種の生産、シェア拡大に取り組む方針を示しています。町の示す生産目安とあわせてどう対応するのか、具体的なとか、検討されている施策があればお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 岩手県の推奨品種、銀河のしずくにつきましても、令和元年産まで生産エリアを厳しく限定した生産が行われてまいりましたが、来年度から一定の条件のもとで生産エリアが拡

大されることとなりました。

西和賀町につきましても、太田地区以南のほぼ全ての地区で生産することが可能となりました。これに伴い、令和元年10月11日から11月29日までの間、町のホームページで作付希望者の募集を行いました。その結果、複数の農家から銀河のしずくの作付申し込みがありまして、現在農協がそれを取りまとめているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 現状の規模を維持しながらシェア拡大ということですので、今回西和賀の場合は、目安としては1.7%ぐらいの作付というか、生産量がふえているわけですがけれども、県のほうでまだ数量的なものは町内には示されていないわけですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 先ほどちょっとお話しした内容とダブリますが、12月3日に岩手県の農業再生協議会が発表しました令和2年度の西和賀町の米生産数量の目安は3,735トン、先ほど議員さんがおっしゃいました対前年比1.7%増となります。面積換算にすると731ヘクタールということとなっております。銀河のしずくを来年から本町においても作付できるということになるわけなのですが、その銀河のしずくについても、この面積換算731ヘクタールに含まれるものと思っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 県のほうで30年度と、それから今年度の作付をされた数字が出ているのですが、金色の風は平成30年度228ヘクタール、それから今年度に当たっては295ヘクタール、それから銀河のしずくは、平成30年度は1,420ヘクタール、それからことしの元年度に当たっては1,480ヘクタールとなっているのですが、おおむね大体50から60ヘクタールふえているのですが、先般ちょっと県の担当の方と直接お会いしたとき、県下のことだったので、余り地元のごとは

話できなかったのですけれども、ただ西和賀も今課長が申し上げたように、いずれ作付の対象地としてシェア拡大に参加できるということのようではございますけれども、ただ示された数字でいくのか、やはり農家の希望の数字と示されたものとは必ず合うかどうかかわからないわけですが、ただ率先して米農家の米に対する意欲を欠くことの……期待をしながら作付、あるいは意欲を持っていくためにも、そうした希望を早く取りまとめ県の方に要望していくということも一つの考えではないかなと思うのですが、その辺は担当課長としてどのように考えているのか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

やはり農家の希望数量、それから県が配分するといいますか、目安とする数量、そのミスマッチが生じるのではないのかなということも予想されるわけです。本町におきましては、複数名と言いましたけれども、現在3名の方が栽培を希望しているということで、その3名については本町において銀河のしずくを実証試験した方々が対象となっております。農協経由で全農さんに聞いてもらったところ、まず西和賀におきましては、面積換算で10ヘクタールの種もみを確保していると。プラスそれ以上あれば作付可能という話もちらっと伺っておりますが、まずは10ヘクタール分の種もみは確実に確保されるということで、その3名の方で10ヘクタールを作付する方向で考えております。来週の月曜日に西和賀地域水稻生産部会役員会というものがございまして、その中で具体的に作付計画等をお話することとなっております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 町としては県のほうともできれば連携をとりながら、農家の皆さんの希望をできるだけ取り入れていただきたいなと思います。

あわせて、米農家に対する町としての支援策というか、やはり今実際には中規模から大規模、

それから法人、それから集落組合とか営農組合ですか、そういうふうには本当に小規模の農家が廃止あるいは離農していく形になって、毎年少なくなってきているわけではございますけれども、私考えるに、いろいろ町としては米のみならず野菜農家も含めて、農家に対しての助成やら支援はされてきていることは当然私も農家の一人として大変ありがたいなと思っているわけではございますけれども、ただこの米に当たって、やはり米ならず農業の場合はあれだけども、いずれ収穫してみないとわからないけれども、先行投資の経費がずっと発生するわけで、秋になって刈り入れをしてみないと、生産なり収入がわからないような現状の中で、いろいろ厳しいながらも米農家は頑張っております。

そうした中で、去年、おととしからも米の苗づくりに当たって、農協さんで苗の委託作付をして、田植えまでに農家に配付するような形で注文をとりながらやっているわけですが、これも600円から700円に上がっています。そして、今度消費税も10%ですから1箱770円。これが最低でも約20箱あるいは25箱、農家によって違うと思うのですが、実際に見た場合に、一番肝心なのは苗づくりから入るわけで、その場合本当に小規模農家にも手厚くというか、手助けをしていくといった場合に、大規模の農家の方は大概自家で苗を生産しております。ところが、小規模の場合は箱数も少ない、それから機械をそろえるのも大変だということで、農協のほうに委託しているのが多いわけですが、大規模の方も農協のほうにお願いしている方もあると思うのですが、ただこの苗について、例えば町として、やはり米づくりは苗づくりからと言われているように、何か支援策というのはないものか。

一番下には、農家の希望と意欲を持てる、そうした支援策がやるのかやれないのかというのを書いていますけれども、まず担当のほうの施策というか、考えとしてはないのか、ひとつお

伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 小規模農家に対する農協でつくっている苗助成はないものかというような質問と捉えてございます。

米づくりは苗づくりからというのは全くの基本だと思っております。これにつきましては、小規模農家は特に農協さん等から苗を購入しているわけなのですが、中規模、大規模、法人経営体につきましては、みずから苗づくりをしているわけでございます。そういう観点から、個人小規模農家のみの助成というのは、ちょっとなかなか厳しいものがあるのかなと。それに対して、中規模、大規模農家に苗代の一部助成となると、ちょっとなかなか今ここでどうこうするという結論は出せないかと思っておりますので、さまざまな分野で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 小規模に限らず、大体町内で作付面積とあわせて何万箱の箱が利用されているのか、作付になっているのかというのは把握できると思うのですが、ただ支援するとなればやはり小規模とは限らず、それこそ法人であれ個人の中規模あるいは組合も含めて、町として米に対する、町の基幹産物であるということからも含めて、やっぱりその辺は少し検討されてもいいのかなと私は思うわけでございます。

その辺も施策に検討いただきながら、次年度に向けて、農家のさまざまな課題、ニーズにできれば少なからず耳を傾けて、ひとつお願いしたいなと思います。

これちょっと加えてなのですけれども、実は1週間ぐらい前に全国の認定農業者協議会の全国サミットというのが静岡でありまして、私と農業振興課の職員の方と行ってきたわけですけれども、そこで私は浜松のほうで意見交換だったので、いろいろその意見交換の中で浜松の市

長さんはこう言っていました。最初は、農業はやっぱりなかなか収入が見込めないということで、若い人たちがどんどん農家を離れてまちのほうへ行ったと。ところが、今浜松は米農家に限らず野菜、花卉においても、結構いろんな形で魅力があるわけなのか、担い手を探さなくても自然に後継者あるいはUターンが出て、すぐその辺が解消されてきているから、やっぱり農業の施策はもうかるのではなくても稼げる、そうしたあれが必要だから、今までは他の産業に力を入れてきたけれども、今度浜松は農業に最善を尽くしたいということで語っていましたが、やはりただ担い手がなくなって大変だ、後継者がいないというのは、米づくりに問わず西和賀の農業は誰が見ても大変だなとか、合わないとなるから、やっぱりそれを口にも出さず、親元で子供を見ているわけですから、そういう関係から担い手なり後継者がどこかに生活をしておいても戻れない、あるいはなかなか呼べないのかなというのを感じます。

そうした中で、町の米の生産に対する町長の基本姿勢についてなのですが、先ほど質問の中でもいろいろ言ったように、やはり可能な限り米農家に対し、いろんな施策なり、あるいは先取りした県なり国の施策をあわせて検討していただいて、基幹作物である米が沢内あるいは湯田に限らず、西和賀にとって安心してまでもなく、やはり意欲を持ちながら期待して毎年取り組めるような施策を組んでほしいなと思っておりますが、その基本的な考えについて町長の所見を伺います。

議長 細井町長。

町長 町長としての基本姿勢ということでございました。主に米、稲作の話がありましたけれども、これに関しては国による生産調整制度は廃止されてはおりますが、米の過剰作付あるいは需要に沿わない生産拡大は、米価の下落に直結する状況に変わりはないというふうを考えております。

主食用米の基本的な考えとしては、需要に見合った米生産に取り組むとともに、消費者ニーズに応えるための米の生産を行うこと、地域に適した米の品種を適正に管理して生産することを推進してまいりたいと考えております。

また、転作については水田をフル活用し、経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金を初めとする国の助成制度をフル活用して、農家の経営安定と所得向上を図る施策を着実に実施してまいりたいと考えております。

また、今議員さんからご発言ございましたけれども、稼げる農業の推進ということは一つの今後のキーワードにはなるかと思えます。私もことし初めてですけれども、認定農業者の若手の方と懇談会を持ちまして、意見交換させていただきました。生産に携わる若手の農業者の方々がどういう取り組みを持って、意欲を持って農業展開していこうとするか、その辺の意思疎通をさらに意見交換しながら、やれる手だてを検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

議長 北村嗣雄君。

2番 この米については、ひとつそういう形でよろしく願いいたします。

それでは、次に入りますが、畜産振興についてですけれども、このことについても3月議会の定例会における町長の施政方針でございますが、①として労働力軽減に対する町の取り組みについて、酪農家の労働力軽減を目的として、自給飼料の生産と供給体制の整備を促進すると述べられておりますが、その取り組まれた内容について伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、労働力の軽減に対する町の取り組みについてお答えしたいと思います。

酪農家の労働力軽減に対する町の取り組みは、自給飼料の生産と供給体制の整備であります。飼養管理労力の軽減が可能なTMRによる飼養経営体の飼養頭数の増頭計画を推進しておりま

す。TMRの原料となるデントコーンの生産に山の幸王国がかかわり、生産性向上と高品質デントコーンの安定供給を目指し、生堆肥の活用による低コスト生産、適期管理の実施等による単収向上に向けた対策を図り、管理状況を把握しながら推進してきたところでございます。

また、供給体制整備としましては、貝沢酪農経営体へのTMRによる飼養体制拡大確立に向けて、7月10日にTMR利用推進検討会を開催し、8月18日には貝沢TMR利用組合が設立されたところでございます。これらの取り組みと並行して、令和元年度いわて地域農業マスタープラン実践支援事業への取り組みを支援しているところであります。

議長 北村嗣雄君。

2番 これの成果というのは、幾らか見えていますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 さきの議会におきまして、補正予算で水道設備、あるいは電気設備等の補正予算をいただきまして工事のほうは完了してございます。あと場所等につきましても、貝沢の堆肥センターを活用するというところで準備は整ってございます。

これからは、先ほど申し上げた県の事業であります地域農業マスタープラン実践支援事業というものを使いまして、TMRを、ミキサーを購入するということに手挙げをして、先般交付決定が来たということで、本日の補正予算にもお願いしているところでございます。そういう意味では、まず順調にきているのかなというふうに考えてございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 これに参加している畜産農家というのは、貝沢が主体でやっていると思うのですけれども、これは全員酪農家が参加しているわけですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 貝沢には酪農家3戸ございまして、その3戸全員で利用組合を結成したということ

でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 貝沢以外の例えば湯田も含めて、そういうほうの農家に対しては参加とか呼びかけはないわけですか。それとも、参加するにしても何か事情とか、距離的には離れるわけですけども、そこら辺の要因は。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 町内には酪農家が5戸ございます。そのうちの3戸が貝沢地区ということで、あとの2戸はほかの地区ということで、2戸のうち1戸はもう既に簡易的なTMRを使っている農家が1、もう一戸につきましてはTMRを使ってはいませんが、お話をさせていただきましたが、先ほど議員さんがおっしゃったとおり毎日毎日与える餌でございますので、距離的な問題があるというようなところで、まずは貝沢利用組合で、3戸でもってスタートするというようなことで進んでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 わかりました。ぜひ酪農家のいろんな労力も含めて、そのニーズに応えるべく施策をとっていただきたいなと思います。

それでは、次に入りますが、支援強化した町の取り組みということでございます。これは、先ほどから申し上げているとおり施政方針の中にありますので、「乳牛、和牛の飼養頭数の維持拡大を図るため、規模拡大志向農家等の支援を強化します」とあります。無論これは今年3月の施政方針で町長が述べられたものですから、今年度これに取り組みされた、強化というか、その内容ですか、伺いたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 酪農家につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。自給飼料の生産と供給体制を整備し、労働力の軽減を図りながら飼養頭数の増頭につなげていきたいということを考えてございますし、また和牛農家につきましては規模拡大志向農家に対して施設や

機械整備、導入事業などを活用して、西和賀の畜産振興グループ会議というものがございます、あるいは西和賀町畜産クラスター協議会という組織がございます、その中で現在検討しているというところでございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 この増頭を図る上での町としての取り組みというか、考え方、施策なのですけれども、補正を、一般予算なんかでも、私も大変僭越ながら畜産農家の一人ですが、保留というか、増頭に向けた、それが目的でやられていると思えますけれども、200万円ほどの予算は置いてもらって、毎年年間で保留なり、あるいは導入したのに対して幾らかの補助をいただいているわけですが、実は先月の30日付で、これは次年度からのものですけれども、和牛の増産に奨励金ということで、いわゆる国のほうで、これは政府が打ち出したあれなのですけれども、これについては町のほうで把握していますか。まだ県のほうからこれに対しては来ていないとは思いますが、まだ30日ですから。

実は、これ日米貿易協定の合意を受けて、政府が国内でいろいろ対策をして、一応今わかったというか、打ち出したあれなのですけれども、肉用牛の増産に奨励金を支給、規模の小さい農家への支援を手厚くし、中小企業や家族経営も含めて生産基盤を強化できるようにする、地方の特産輸出や先端技術を使った生産効率化も後押しすると。それから、対策の柱となる肉用牛の支援では、飼養頭数が一定未満の場合は繁殖雌牛の導入に1頭当たり20万円以上の補助をする方向で検討と。それ以上の規模の農家より助成金を手厚くする、乳用牛の導入も補助すると。あわせて地域の畜産農家や酪農家の連携で効率化を目指す、先ほど課長も申し上げましたけれども、畜産クラスターの事業では飼養頭数の要件を緩和し、中小家族経営の農家も施設や機械の導入で補助金の支給を受けやすくする、こうい

う施策を打ち出しているわけですが、国のほうでこういう施策を30日に出していたわけですが、これが県のほうで、あわせて町のほうでも、いずれこれに対するいろんなあれが入ってくると思うのですが、実際に増頭に向けてということで、いろいろ強化ということは述べておりますが、実際に今ここ何年かは横ばい、もしくは減少する傾向にあるわけですが、その辺は町としてどのように把握されているのか伺います。これ飼養頭数です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、飼養頭数の関係で、最新の11月末現在の頭数の数字がありますので、昨年と対比しながら申し上げたいと思います。

乳牛につきましては、現在266頭、昨年につきましては186頭ですか。ですから、まずふえているということになるかと思えます。和牛につきましては481頭……失礼しました。最初、乳牛も和牛についても、母牛、育成、子牛全てを含めた数字となります。乳牛で266頭、和牛で481頭。和牛の数字からいきますと、これにつきましても昨年よりもふえているということになってございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 今畜産農家も米農家に限らず、やはりある程度の一定の規模で経営する農家、数少ないのですけれども、そういう農家が見えています。

そうした中で、本当に10トン未満、あるいは二、三頭の農家は廃業なり廃止したりするというのが結構見えてきているのですけれども、私思うには、先ほど申し上げた牛に対する奨励金を含めて県なり国が打ち出してきたのに対して、町が確実に増頭に結びつく施策ができないのか、支援策が。ここ何年かずっと、私の記憶では200万円ほどが町のほうからその手助けとして、増頭あるいは維持に向けて助成、農協のほうを兼ねていただいているわけですが、できれば10頭でも5頭でも確実に増頭につながる仕組み

をつくっていただいて、例えば一農家の畜産農家の飼育する既存のものを確実に押さえて、あと予定というものに含めて、やっぱりそれには確実に導入したときに、その導入代金に必ず助成になるような仕組みで持っていけたらいいのではないのかなと思うのですけれども、せっかく取り組んでいるものが、悪いとは言いませんが、ただなかなか増頭に結びつかないのが現状ではないのかなと思います。

いずれ畜産農家が減少している現状にある中において、規模拡大を目指す数少ない畜産農家もいますので、できれば確実に増頭拡大に結びつく支援策をご検討いただければなというのが私の思いでございます。

含めて、最後になりますけれども、町長のこれから畜産農家にかかる思いというものをひとつ伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 畜産の拡大については、西和賀町の大きな課題の一つとなっておりますので、何とか増頭して、もっと農家がふえるような方向を願いたいというふうに考えているところでございます。

これまでの話もありますように、いろんな国の支援策をフル活用し、それを導入しやすいような応援の仕方を検討するというようなことで、情報交換をさらに深めながら応援していければというふうに思っております。それぞれ事業を抱えてやっておりますので、全てが助成ということではないと思えますし、自己の努力、生産努力を期待しながらやれる手だてを、情報交換を深めながら検討していきたいというふうに思っています。

また、この前の若手の認定農業者との意見交換の際は、増頭ということは付随する施設整備等もありますので、直近では1頭当たりの乳量をふやす育て方を大いに組みたいというような意見もございましたので、またそういう方法についてはどういう手だてがあるのかという

ことも含めながら、頑張っていけるような方向を見出したいなというふうに思っておりますので、よろしくご指導いただきたいと思っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ぜひ畜産農家に対しても目を離さず、やはり真剣に町としても検討いただきながら施策をお願いしたいと思います。

ちょっと飛びましたが、③の牛乳公社への町の支援についてということで、これも施政方針で述べられておりますが、具体的な支援内容、これ乳製品の製造施設の整備を支援するとなっておりますけれども、この間牛乳公社の新築問題でもいろいろ話せば……（聴取不能）……出ていますけれども、これはどういう形で支援を検討しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 牛乳公社への町の支援についてお答えしたいと思います。

湯田牛乳公社は、会社経営の安定化を示す自己資本比率が平成27年度決算で28.0%であったものが、平成29年度決算36.2%、平成30年度決算では41.4%と経営状況は安定してきたことから、現在の施設の老朽化と高まるヨーグルト需要に応えるため、新ヨーグルト工場を新設することとしています。

事業に当たっては、国の補助事業を活用するわけですが、事業導入する上での計画の適正化、町の酪農経営の雇用の場の確保といった計画との整合性も求められていることから、こうした部分の調整を図りながら、事業が円滑に推進するよう支援を行っているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 この具体的な内容というのは、もう少しかみ砕いて説明をお願いできますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 かみ砕いて説明ということですが、事業の中身ではなくて支援策の、支援している中身ということでよろしいでしょうか。

(はいの声)

農業振興課長 事業名は、岩手県強い農業づくり交付金事業ということでございます。その中の産地競争力の強化整備事業という中で、事業計画書を作成して県、国というふうな順番で上げていくわけでございます。そうした際に、今回の場合は西和賀町だけではなくて金ケ崎町、あるいは奥州市、そういった酪農家との連携をとらなければならない、そういった関係市町村との協議なども行いました。

あとは、先ほど申し上げたとおり町の酪農経営の雇用の場の確保とかいった、そういった計画の整合性なども求められていることから、その事業計画の中にはいろいろ細かい期待する部分がございます。借入金額幾ら、それから償還するための計画、あとは目標数値、そういったものを単に数字を並べただけでは事業が通りませんので、それらを牛乳公社さん等とやりとりしながら事業計画書の作成をお手伝い、支援しているというところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 そうすると、町としては設備に支援するというのは、例えば新築費に対して金額的なものの支援ではないわけですね。以前、先ほどどうか、前回いろいろ新築問題についてもちょっと話題というか、話し合いの中では、そのようとは確認しておりましたけれども、ちょっと再確認させていただきました。

いずれこの牛乳公社は、酪農家にとっては乳量の引き受け母体でありますから、ぜひこれもひとつ地域の拠点として成功していただきたいなどは考えていますので、町としてもできるだけそれに対しては取り組んでいただきたいと思っております。

では、これをもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順6番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さん、こんにちは。本定例会の最後の一般質問者というふうになります淀川豊でございます。西和賀にもついに本格的な冬の季節がやってまいりました。また、令和元年も残すところ1カ月を切ってまいりましたが、今後この令和の時代が西和賀にとって明るい、そんな時代が続くことを願って、未来に向けて建設的な議論をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私からの質問は、産業振興についてということで通告をいたしております。議会基本条例は、私が新人議員になる直前に先輩議員の皆様方によってつくられました。そのときの考え方は、議会としては地域の産業振興が最も重要なテーマであるという共通の認識の中でつくられたというお話をお聞きしております。この点については、現在も議会としての考え方は変わることのない重要な、そういうテーマであると私は認識をしております。これからの令和の時代に地域の産業振興がどのようになっていくのか、まずは一番の基本となる部分で、昨今高齢化あるいは人口減少による労働者不足、担い手不足が言われておりますので、その点について重点的に質問をしていきたいということでもあります。これからの時代に行政としてできる労働力あるいは担い手不足対策ということが今回の質問の明確なテーマであります。ぜひその点をご理解いただきながら、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

また、質問の中で現状の認識、あるいはその施策等をお聞きしていくわけですが、特に行政批判、あるいは町長批判をすることが目的ではないということもご理解いただきたいという

ふうに思います。質問の目的は、今後この地域がどのようになっていくのか、どのようにしていくのか、そのために今我々は何ができるかということのみが私の興味のあるところでありまして、今回の質問の目的であります。前置きが少し長くなりましたが、ご理解をいただければというふうに思います。

なお、ご答弁いただいたことに関して関連的に質問するというのもあるということもご理解いただければというふうに思います。

それでは、通告に沿って進めてまいりたいというふうに思います。では最初に、労働力、担い手不足に対する現状認識についてということではありますが、現状の各産業における労働力、担い手不足をどのように捉えているのか、その現状の認識について伺いたいというふうに思います。特に福祉あるいは農業、観光、建設分野ということでお伺いをしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんから産業振興についての特に労働力不足、担い手不足等に対する問題ということの質問であります。担当課長のほうから説明いたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ご質問につきましては、各産業、特に福祉、農業、観光及び建設分野における労働力や担い手不足に対する現状認識についてということでございますが、労働支援の所管課である私のほうから全体の概要についてお答えをさせていただきますというふうに思います。

まず、町内の求人、求職状況について。厚生労働省岩手労働局発表によることし10月の、これは最新の情報でございますけれども、就業地別の有効求人倍率につきましては、全国が1.57倍、岩手県においては1.38倍となっております。西和賀町を含む北上管内の就業地別有効

求人倍率は2.03倍、依然県内トップの数字となっております。この状況は、北上市の大型半導体工場建設に伴う宿泊業や建設業、そういったものの求人増によるものですが、工場建設につきましては既に完了しておりますので、今後この数値というものは落ちついていくものであろうというふうに考えておるところでございます。

なお、市町村ごとの有効求人倍率につきましては公表となっておりますので、ご理解をお願いします。

町では、無料職業紹介所といったものを管内に設置しております、求人及び求職の受け付けや求人者と求職者の雇用調整を行っております。過去3カ年の累計で求人登録人数は13人、これに対して求職者の登録人数につきましては32名となっており、求人数を求職者が上回っていると逆の状況になっておるところでございます。

また、昨年度におけるハローワーク北上の町内求人数、町内の求人に係る件数といったものは、フルタイムとパートタイムを合わせまして57件ありました。一方、分野別では、福祉分野につきましては昨年度実施した介護人材確保定着に関するアンケート調査、きのう健康福祉課長も申しておりました調査におきまして、また農業分野におきましては農林業センサスの数値のデータから、観光分野につきましては観光産業、特にも宿泊業について個別にしっかり聞き取りさせていただいておる調査をしております、そういったものから、また建設業界につきましては西和賀建設会からの聞き取りにより各産業分野において調査した結果、一部の分野、一部企業には労働力に不足が生じているケースがあるものと推測されております。また、後継者など担い手につきましては、全体的に不足しているという認識でございます。

これらのことから、本町の求人、求職関係には求人者が求める年齢層と、求職者の年齢層や就業条件などにミスマッチが起きているものと

いうふうに分析しております。

以上でございます。

議長 淀川豊君。

10番 地域の置かれている現状を分野ごと、全体的な概要認識についてご答弁をいただきました。少し労働条件のミスマッチが起きているというようなご答弁もいただいたということですが、各分野とも私が考えるに、やっぱり労働力あるいは担い手は不足しているという認識であります。そういった認識は、皆様方も共通ではないかなというふうに思っております。

また、求める人材が、例えば高齢者でもいいとか、いろんな条件なしで誰でもいいということではないというふうに思いましたので、そこら辺がミスマッチが起きている原因かなというふうに思いますが、総じて働く人がいないということであるというふうに思っております。

では、各施策の有効性の認識ということで、現状における各分野の労働力、あるいは担い手不足に対する具体的な施策についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまの質問につきましても、全体的なお話として私のほうからまず答弁をさせていただきますというふうに思います。

労働者対策として現在行っている施策につきましては、ハローワーク北上との連携と協力体制を密にすることで、引き続き求人情報など無料職業紹介業務を行っていきたいというふうに考えておりますし、行ってもおります。無料職業紹介所では、求職者が直接さまざまな就労条件の確認により企業、事業者との橋渡しを行っております。現在ではインターネットを活用したサービスも充実してきておまして、就職活動者が在宅にてタイムリーに情報を仕入れるといったことも、閲覧もできるようになってきているというところでございます。

また、北上雇用対策協議会といったものがございまして、ここではジョブカフェさくらとい

ったものを運営しております。そういった事業の中では、出張無料相談会を町内においても随時実施しております。専門員からのアドバイスを受けながら行っておるところでございます。この相談会には人材を求める企業からも相談受け付けをしておりまして、求人のマッチングを図っているといったことで、効果的な運営がなされているということを感じておるところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 具体的に現状における労働力、あるいは担い手不足に対する対策、施策ということでお聞きをいたしました。求人等については、ハローワークと連携しながら無料紹介をしてマッチングをしているということのご答弁であったというふうに思います。

ちょっと分野別にお聞きをしたいというふうに思いますが、介護あるいは福祉、そういう分野については、具体的に労働力あるいは担い手不足に対する施策ということも行われているのか。介護と例えば農業分野においては、そういうことが具体的に行われているのか、その辺もしあればお話をいただきたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 介護事業所ですけれども、きのうもお話ししましたようになかなか地元の募集をしても応募がないというようなことから、外国の方を雇用して何とかやりたいというふうなことでのそういう動きは把握しておりますので、それが実際に、そして雇用しているところもありますし、今後雇用するというふうな話を伺っております。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 農業分野における労働力担い手不足に対する施策についてお答えします。

農業振興課では、この問題を深刻に捉え、平成30年度に策定した第2次西和賀町農業農村振興プランにおいて取り組みの主眼に捉えており

ます。平成30年11月に関係機関により構成されます西和賀町就農・定住サポート会議を立ち上げたところがございます。農業後継者や農業労働力の確保対策に向けた具体的な方策を検討しております。今後国や県の施策の活用に加え、住宅対策、定住後のフォロー対策を含め、総合的な対策を打ち出していきたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 これまでも農業等については、協力隊について質問した際に担い手不足対策についてはお聞きをしたことがありましたが、振興プランの中で行われるということでもありますので、あれから特に大きく変わったような施策は実施をされていないということであるというふうに思います。

しかしながら、労働力あるいは担い手不足の中、行政としても総合計画などの各種計画の中で重要なテーマとなるというふうに思いますので、手をこまねているわけにいかないというのが現状ではないかなというふうに思います。その中で、ハローワーク等の無料紹介であるとか、各種施策を打ち出しての対策に当たっているということを私は認識しているところであります。

では、その施策は現状においてどのような効果あるいは影響をつくり出しているのか、その点について伺いたいということで、各分野別の施策が労働力あるいは担い手不足解消に有効なものとなっているのか、また効果はあるのか、その点について伺いをしたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまの質問につきましても、労働対策の担当課として私のほうから全体的なお話といたしますか、させていただきたいというふうに思います。

企業が求めている、特にも求めている人材というのは若手、若年者の方々でございます、

この雇用対策としましては、現在取り組んでいるのが若年者ふるさと就職支援事業でございます。この事業につきましては、若年者であり、就労希望者の早期就職と町内への定住促進を図るといった目的から進めておる事業でございます。実績といたしましては昨年度の結果、平成30年度の結果では交付決定事業者数が3者に対して36万円、若年者4名の方には計48万円を助成しております。また、平成26年度から平成30年度までの5カ年で総額1,146万円、事業者23件、若年者52人に対し支援をさせていただき、さらには事業開始は平成18年でございますけれども、平成18年度から平成28年度までの11年間で若年者定着率、これは支援をした後の3年間、その方がまだ在職しているかどうかという率でございますが、この11年間で63.4%という数字になっております。

また、西和賀町企業連絡協議会の取り組みといたしまして、西和賀高校3年生を対象とした町内企業訪問を毎年実施しておりまして、さらに企業様と個別面談の中で課題となりました新卒者採用に対して取り組むことといたしまして、町内の高等学校との連携による産業・企業の情報発信事業を県とともに昨年度支援させていただきました。具体的には新卒者確保を目指して町内企業をPRする事業といったことになりませんが、西和賀高校の文化祭において学校関係者や来校者の保護者も含め、多くの方々に、まず町内の企業を見ていただきたい、PRしていきたいといった事業を取り組ませていただいたところでございます。

以上でございます。

議長 淀川豊君。

10番 各施策が現状において有効であるか、機能しているかということでお聞きをしたわけですが、5年間で若年者に対して52名の方に支援をしたと、そしてまた3年間で定着率が63%ということの状況であります。なかなかその地域の求人を満たすような、そういうような結果

にはなっていないところもあるのかなというふうに実感として持っております。

現状における労働力あるいは担い手不足対策の施策については、行政がその有効性を担保していくということで、私は非常に難しい分野というか、テーマではないかなというふうに思いますし、またやれることに限界があるということが私の率直な感想であります。これは、行政よりも民間の事業所の企業努力としてその対策を進めていくということが重要な、その中心になっていくのではないかなというふうにも思っております。

そこで、民間事業者たちが自分たちの事業の継承を実現するために、どのようなことをしているかということに話題を少し移していきたいというふうに思います。地域の労働力あるいは担い手不足解消の現状について、どのように認識をしているのかということでもあります。現状の地域の各分野の民間事業者が取り組んでいる労働力、担い手不足解消策については、行政としてどのように認識をしているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 民間の事業者さんが取り組んでいる対策といえましょうか、そういったものについていかがかということだと思います。民間事業者における雇用状況につきましては、どの産業分野におきましてもハローワークや新聞折り込みなどを利用した募集を行っておりまして、農業分野では農繁期には地域の人材をパート採用するといった対応をしておったり、そういったことで労働力が確保されているといったこともあるようです。近年では、インターネットによる農業人材の募集サイトを活用し、町外からの労働力を受け入れる取り組みもされています。このほか農業大学の学生や地域おこし協力隊の農業研修を積極的に受け入れることで、人材育成と労働力の確保を組み合わせたい取り組みを進められているということでございます。

観光分野におきましては、その多くが個人経営となっておりますことから事業者個々による取り組みとなっておりますが、法人も含め、やはりハローワークの利用にとどまっているというふうに感じております。正規従業員の確保以外では、現在はシルバー人材センターを活用した短時間労働者の確保を行っている例もあるようでございます。

宿泊産業における勤務条件は、不規則な勤務時間となるため、雇用確保に難儀をしているという話は常に聞いております。

建設業や観光業を含む商工業につきましては、商工会が個別に事業者の相談や指導を行っているというふうになっておる状況でございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 全体的な民間で取り組んでいる労働力あるいは担い手不足解消策ということでご答弁いただきました。特に先ほどもご答弁いただきましたが、例えば農業分野、あるいは福祉、介護分野における民間事業者の動きというのはどういうふうに認識していますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 きのうちも一般質問ありましたけれども、応募してもなかなか来ないということで、何とか自分たちで雇用者を確保しなければならないということで、国の事業等を活用しながら海外からの雇用を進めているという状況にあります。

そういうことで、町といたしましてもそういうふうな事業所の雇用に当たって、どんなことに対して町が支援できるかということはやはり一緒に考えていきたいですし、あとは事業者、今海外からの雇用について申し上げましたが、町としても国内の方の雇用についても、できればそういうふうな雇用につなげたいということもありますので、きのう申し上げましたが、今すぐということではないですけれども、小中学生に介護等のことについてご理解を深めていた

だいて、将来的にはそういった介護の職場にもついていただけるような畑づくりについても取り組んでいるところでございます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 農業分野のほうでは、先ほど観光商工課長がお話ししたこととちょっと重なりますけれども、農繁期には地域の人材をパート採用することで労働力が確保されていると。近年では、インターネットによる農業人材の募集サイトを活用しているということでございます。

具体的にはインターネットを活用した農業人材の募集サイトというのは、いろんなサイトがございます。一つの例を申し上げますと、農家のおしごとナビというようなサイトがございます。そのサイトで募集をした結果、昨年度は8月から9月の2回、2組の方が集落営農組合に入ってリンドウの収穫作業等のお手伝いをしました。今年度に入りましても6月から8月の間、4の方が集落営農組合に入ってリンドウの収穫等のお手伝いをしております。

あと外国人労働者の話になりますと、現在農業分野にも3名ほど入っておりますが、ほかの入れていない組織、法人等にも聞き取りしたところ、そういうところを検討しているというお話はあるのですが、なかなか受け入れするに当たって作業場、あるいはそういう施設を改修工事しなければならないと。最低限シャワールーム、台所といった、そういう改修工事費に多額の工事費がかかるのが課題だなというふうには伺っております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今外国人労働者の雇用ということでお話がありましたが、福祉、農業分野以外にも、建設業でももう既に外国人労働者を雇用しているという現状であります。民間事業者が事業継承のためにハローワーク等で求人をして、その反応が鈍いということのあらわれではないかなというふうに思いますが、現状としてはもう既

に外国人労働者を雇用しなければ、若い、そういった労働力、担い手の確保ができないような、そういう切迫したような環境下にあるということではないかなというふうに考えます。民間事業者は、事業継承がかかっておりますので、その判断は非常に速い。それなりの自己負担をしながら、企業努力として実施をしているという現状だというふうに思います。

では、昨日も同僚議員から質問がありました。少し重なる部分もあるかというふうに思いますが、改めてお聞きをしたいというふうに思います。それは、特に福祉分野における外国人労働者の雇用についてということで、複数の民間施設で来春から外国人労働者が雇用される動きがありますが、その点について行政としてはどのように捉えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 既に雇用している事業所もありますし、今お話ありましたように今後新たに外国人労働者の雇用を計画しているというお話は何っております。

特に介護保険におきましては、サービス利用者とのコミュニケーション能力が求められることから日本人を雇用できればいいとは思いますが、募集しても先ほど申し上げましたとおり応募者がいないという状況で、なかなか難しい状況であることから、人材を外国の方に求めることは選択肢の一つであるというふうに思います。

既に雇用している事業所の方から受け入れの対応についてご苦労されていることを伺っております。町としては、受け入れに当たってどのような支援が可能なのか検討していきたいと考えておまして、その一つとして、ことしの10月に外国人労働者の雇用等について、不安なことや確認したいことなどについて質問票の提出を求めまして、町内事業所の意見を集約いたしました。その中で、住まいに関する支援や、定期

での交流の場を提供してもらいたいなどのご意見があったので、そのようなご意見等に対する支援を中心に関係する機関と協議していきたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 来春から4施設で8人の外国人介護従事者が雇用されるというふうにお聞きをしております。介護従事者の不足は、課長からもご答弁がありましたが、各種施設では非常に重大な課題であり、たとえ国内の人材が確保されても、その離職率の高さにも頭を悩ませている現状であるというふうに認識をしております。極端な表現かもしれませんが、今後地域の介護あるいは福祉分野については、特にも外国人介護従事者なしでは進めていけなくなってしまうのではないかなということの、その始まりと言っているのではないかなというふうに感じておりますし、またそれが現状であるということでもあります。

また、介護従事者がいなくては、行政としての介護あるいは福祉政策は継続、そして進めていけないという現状だということでもあるというふうに思います。

そこで、先ほど課長からも少しご答弁があって、その分と重なる部分もあるかというふうに思いますが、行政として取り組む労働力あるいは担い手不足解消策についてお聞きをしますが、現状では今後外国人労働者の採用が労働者あるいは担い手不足解消策の中心となっていくというふうに予想される中で、行政としてこの課題にどのように向き合っていく考えなのか、その所見について伺いたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 福祉分野の中での話でしたけれども、外国人の方々の労働者に対する全体的な対応といったことをございますので、私のほうからまたお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、制度についてですけれども、きのうも若干お話しさせていただきましたが、技能実習でいらっしゃる方が町内では15名ほど今いらっしゃるということで、議員さんからもお話しのとおり、これからふえていくといったことも十分考えられることをごさいます、来春から入られるという話も聞いてございます。技能実習の制度と特定技能の制度は、ちょっと話が違うわけをごさいます、技能実習につきましては国際貢献の中で、最大5年ではございますが、通常は3年程度で母国にお帰りになりまして、その技能を母国で生かすものであるという考え方でございます。

一方、人手不足への対応といたしまして、国がことしの4月から取り入れた制度が特定技能の1号、2号という制度でございます。きのうも、またこれもお話しさせていただきましたけれども、まだ始まったばかりの制度でございます、全国でもたしか211名だったと思います、今の段階で。岩手県では、特定技能についてはゼロの状況でございます。当然西和賀もまだいられないわけでございますけれども、技能実習から試験を受けながら特定技能に移るといった可能もありますので、人手不足の対応につきましては当然そういったものも視野に入れながら施策は考えていかなければいけないものだろうというふうに考えております。

ただ、一方で特定技能になりますと、技能実習とは違まして転籍や転職が可能になりますので、こういった考えからいたしますと外国人、もしくは国内の人に限らず労働対策といったものは、事業者さんごとの就業条件の整備、もしくは他との比較において上げていくものであろうというふうに思っています。労働対策としまして行政といたしましては、そういった部分についてしっかり把握をしながら、さらに外国人が今後どういうふうな状況になっていくのかも含めて、要望等お話を聞きながら支援させていただければなというふうに感じておるところで

ございます。

議長 淀川豊君。

10番 この課題にどう行政として向き合っていくかということでご答弁をいただきましたが、介護従事者が不足をしているということで、行政が直接国内外問わず介護従事者をこの西和賀に連れてくるということは難しいというふうに思います。現実的ではないような、そういう考え方かなというふうに思います、先ほども言いましたが、民間事業者がみずからの企業努力として実施をする外国人介護事業者の雇用について、行政としてできる、そういう支援を打ち出していくということでしたが、現状においては行政として打つ手はないのではないかなというふうに感じます。これまでにないような、我々が余り経験したことがないような新しい状況でありますし、新しく行政として何ができるか、何をしていくかという視点が重要になるのではないかなというふうに思います。直接的な労働力の確保ではなくて、企業努力の中で行われている労働力確保に行政がいかにか支援をしていくかということになります。その点について、町長はどのような考え方であるか伺いたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 今議員さんの発言にありますように労働力不足ということの解消の中で、民間の事業者の方が積極的に動いて手を打っているということはすばらしいことだというふうに思います。それに対して町が積極的に募集の事業に直接かわかることはちょっとなかなか難しいし、そのノウハウも乏しいところがあります。

ただ、せっかく民間の事業者さん方が外国人を招聘して、ここで戦力にしようとしているわけですから、その皆さんがこの町にいて、当然生活が、暮らしがあるというふうに思いますので、その部分として我々がどのような手だてができるかということは、事業者の皆さんがいろいろ平常接して困っていること等が出てくると

思いますので、そこで情報を深く取り合いながら、できる手だて、暮らしの面でできる手だてをやっていくべきかなというふうに思っています。

議長 淀川豊君。

10番 行政としてできる支援をしていかなければならないということでご答弁をいただきました。これは予算が縮小して、予算がないからできない、できるというような話ではなくて、やはり今後地域として必要だということだというふうに思います。できるかできないかということではなくて、必要か必要ではないかということがやっぱり重要ではないかなというふうに私は思っております。

こういった民間事業者の努力が実らなければ、未来の地域の介護あるいは福祉政策は、極端な言い方をすれば崩壊をしてしまうということになりかねないのではないかなというふうに私は感じております。建設業においても、地域の建設業がこの地域の公共事業の執行を支えております。災害時は協定を結んでおりますので、地域の建設会社が地域の災害等でも重要な役割を担っているわけです。農業分野においても、農業政策を推進するには地域の高齢化を考えると担い手が絶対的に必要となります。産業全体でも行政の産業振興を推進するためには、やはり労働力が絶対不可欠となるのが周知の事実であります。こういったことから、民間事業者の企業努力による労働力あるいは担い手不足対策がうまくいかなければ、やはり地域はたちまち立ち行かなくなってしまうというふうに言ってもいいのではないかなというふうに私は強く感じております。

そのためには、先ほど町長からもお話がありました、これまでにないような視点が必要かというふうに思いますが、次の質問に移りたいというふうに思いますが、外国人労働者の雇用については労働者政策から地域で暮らす生活者としての視点に立った政策が重要ではないかな

というふうに感じますが、この辺はどのように捉えているのか、再度重なる部分はありますが、お答えをいただきたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 生活者の視点ということで、こちらについては私のほうからお答えしたいと思っております。

先ほど来話が出ておりますけれども、平成31年4月に施行された新たな在留資格である特定技能制度というものがあまして、まずそのことにより今後外国人労働者が町の中にもふえていくということが考えられております。

在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立って、外国人が日本人と同様に公共サービスを受けられるように安心して生活できる環境づくりに努めたいというふうには考えております。

議長 淀川豊君。

10番 続けて質問していきますが、現状において外国の方々が西和賀で暮らすには、やはり文化、習慣、気候等で不自由さやふなれな状況にあるというふうなことは予想されます。具体的に住居や地域の交流など西和賀での暮らしに不安を感じないような、そんな状況をつくり出していくことも重要というふうに思いますが、その辺の基本的な考えについてお伺いしたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

外国人材については、地域における多文化共生の取り組みの促進、支援が必要であるというふうには考えております。安心して生活、就労が開始できるようにするため、地域において外国人の支援にかかわる組織、個人に対する適切な支援等を行う必要があるというふうに考えております。地域住民と外国人の交流を促進するための事業の展開でありますとか、あと関係機関の連携による受け入れや共生に係る相談窓口

機能ということについて検討を進め、外国人労働者が地域住民の一員としてまず溶け込めるような形で支援をしていきたいというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 昨日も同僚議員から介護あるいは福祉分野における外国人介護従事者についての質問がありました。私は、この労働力あるいは担い手不足については、介護、福祉分野、あるいは農業分野、建設分野、観光分野という産業の分野ごとに考えるという視点ではなくて、やはり移住、定住というテーマの中でその支援策を検討していくことが重要であるというふうに考えております。まさに労働者政策から暮らしなどの生活という視点が、先ほど町長からの答弁もありましたが、そういう視点が大切ではないかなというふうに感じております。

そこで、今後移住、定住者に日本人あるいは、これは移住、定住者に日本人であるとか外国人であるとかといった区別はないほうが個人的にはいいのではないかなというふうに思っておりますので、その区別なく、移住、定住対策として住居などの提供などに取り組んでいくことで今後増加すると予想される空き家対策の解決につなげていく考えはないのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えします。

住居の面のお話ということでございますけれども、現在町で運営しております空き家バンクについては、基本的に所有者の了承を得られれば日本人、外国人の区別なく、まず利用できるサービスというふうになっております。

今後需要がふえていくことも鑑み、優良な空き家物件の登録増に努めるとともに、外国人の居住が可能となるよう所有者との調整を進めることをまず検討していきたいというふうに考えているところです。

議長 淀川豊君。

10番 ここで私が言いたいのは、先日梶原の前町長にお越しをいただいて議会向け、あるいは職員向けにも講演会があったかというふうに思いますが、簡単に言えば梶原のような空き家活用を西和賀でできないかということでもあります。役場が一括で借り上げてリフォームをして、10年、15年を貸してもとの所有者に返すと、直接役場がその利用者にお貸しをすると、そういうような形で西和賀でも空き家活用を進めていけないのかなということが今の質問の意味合いであります。その点については、担当課長はどのようにお考えですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

梶原のお話は、私も2日ほど勉強させていただいて、まだまだちょっと勉強不足なところはあるのですが、まず住宅のニーズという部分でちょっと考えるところもありますし、あと町が管理運営をするということと、あとその期間後にまた返還というところでの維持運営管理の部分ということもちょっと考えたりはするところです。

一応町のほうで今進めているところでは、ことしの取り組みとしましては、まず空き家相談会というようなことで湯田、沢内、2カ所で実施しております。8件ほどの相談があったところです。その中で、まず3件ほど空き家バンクの登録につながったという、そういう実績がございます。

あと空き家見回り調査ということで、現在台帳登録になっているのは144件ほどあるのですが、そちらについても所有者の方に空き家バンクの登録ということで通知をまず入れておりますし、あと修繕とかそういう解体とかの部分についても、地元の業者さんの紹介というものもことし入れていくというような仕組みを考えております。

また、来年度についてはまだ未定なのですが、所有者と利用者の中間の部分の手

続ですとか、そういう相談体制というのが重要な部分になると思いますので、その部分についてそういう専門的なところに委託できるとことでさらにバンクの登録というのは進むと考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 なかなか梶原方式でというふうにはいかないのかなということをお今の答弁を聞いて感じました。そういったことは、今後も早急に検討していただければなというふうに思いますが、きのうの同僚議員の一般質問の中でも町長の答弁でありましたが、庁舎の部分であります、あるものを有効に活用していくのだという話がありました。非常に私も同感の思いであります、例えば今回午後から審議をされる議案の中でも若者住宅の新築というような議案も出ておりますが、そういう新築の住宅もいいかもしれないわけですが、地域の空き家をリフォームして外国人専用シェアハウスなどの提供など、そういうこともどんどん仕掛けてやっていかなければならないのではないかなというふうに私は思っております。町長のあるものを有効活用していくのだという、そういう思いの中で進めていくとすれば、やはりそういったことも検討していかなければならないのではないかなというふうに私は思っております。

また、総合戦略の成果を見ると、移住あるいは定住、そして空き家活用については大変苦戦をしているように私は見ております。特に移住、定住は、総合戦略の一丁目一番地とも言える中心的な取り組みであるというふうに私は認識しております。この西和賀に移住しない、制度が違うとか、国際貢献だとか、労働力確保とかいろいろな制度の意味合いはあるかもしれませんが、来春現実に8名の外国人介護従事者がこの地域で生活をスタートさせます。住居の問題、あるいは言葉や食べ物などの習慣、あるいは文化の問題、全く知らない国にやってくる

不安など、行政として支援できるメニューは多くあるのではないかなというふうに思っております。多額の予算をつけて支援してほしいということをお言っているわけではありません。まずは、できることから早く、そういった状況に支援をしていただくことが重要ではないかなというふうに私は思っております。

基本的には生活あるいは暮らしについては、その方々が住む地域が中心となり支援をしていくことがいいのではないかなというふうに思いますが、実際そのようになっているような地域もあるというふうに思っておりますが、まずは行政が音頭をとって地域で支援をしていくという空気感をつくっていかねばならないのではないかなというふうに思います。

そして、地域が外国人の移住者を支援することを、その地域を行政が支援するといったようなスタイルが本来は望ましいのではないかなというふうにも思っております。簡単に言えば、例えば歓迎会でもいいのではないかなというふうに思いますし、郷土料理でもてなすこと、あるいは文化交流もいいのではないかなというふうに私は思っております。肝心なのは、「まずできることから」を早く実施していくことが重要だというふうに思います。もう雪解けには8名の方々がこの地域にやってくるということがあります。

ふるさと振興課長は、昔から飲みニケーションには定評があるというか、天才的な私も評価をしておりますが、こういったことについてはどのように考えていますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ありがとうございます。議員のおっしゃるとおり、そういうところは大切なことだと重々わかっております。

外国人の方も滞在期間において暮らしを充実したものとするためにも、居住する地域の中にあつての住民のかかわりというのが非常に大切なものだと考えております。外国人労働者の健

康な元気な暮らしというのが仕事への活力にもなりますし、あとは雇用する側の事業者さんにとっても非常に望ましいことであるというふうに思っているところです。町としても、地域、事業者、就労者の交流の場づくりというものをまず積極的に進めるような形で、そのところを支援していけるようなことを進めたいというふうに思います。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 大分時間もたってまいりましたので、最後の質問となりますが、今回の全体の質問を総括してお聞きしたいというふうに思いますが、各分野における労働力あるいは担い手不足解消対策における外国人労働者の雇用に関して、行政として各課個別の対応ではなくて、移住、定住といった視点から各課横断的な取り組みが必要と感じますが、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まさに横断的な取り組みというものが大事だというふうに考えております。

まず、外国人就労者の方については、定住目的ではなく、労働条件がよいところを選択して来ているというところがまずメインではございまして、なかなか移住、定住施策を同じように考えるのは難しいかなとは思っておりますけれども、ある程度の滞在期間というものの中にあっては、そういう方々の相談体制ですとか交流の場を設けて、やっぱり安心して生活できるという仕組みをつくっていかなければならないというふうに思っておりますし、あとはそれぞれの関係する各種、各分野というものの連携によって支えられるという部分が出てくると思っておりますので、そういう町内の部分でも連携して、その対応策も検討していきたいというふうに考えます。

議長 淀川豊君。

10番 課長から検討していきたいということでご答弁いただきましたが、外国の方々が労働条

件のいいところに来るのだというようなご答弁もありましたが、これから西和賀がいろいろな生活あるいは暮らしについて支援をすることで、労働条件は他の地域よりも余りいいわけではないが、暮らしあるいは生活するという状況においては断トツで西和賀を選びたいというような、そう言われるような施策を今後ちょっと行政には考えていただきたいというふうに思います。現状では、行政のスピードよりもはるかに速い速度で状況は変化をしております。「まずはできることから」、このことを合い言葉に、ぜひ外国人移住者に対する支援を検討して実施していただければというふうに思います。

民間事業者からの聞き取りは、各課個別に対応するのではなくて、やはり関係各課と民間事業者で外国人移住者支援協議会などのそういったような会をつくっていただいて、その中で支援のメニューを具体的に検討していただいて、行政ができることを実施していただくことを大いに期待して私からの質問を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後 零時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第2、議案第12号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和元年度の会計が第3・四半期を経過しようとしており、事業完了並

びに事業精算に向け、過不足の予算調整を行うとともに、年度内で実施する新たな行政需要等について予算を調整しようとするものであります。

1 ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,173万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,152万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり、西和賀消防署建設の負担金の変更に伴い、合併特例債を増額するものであります。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人事異動及び人事院勧告に伴う給与費の調整のほか、若者単身者用住宅建設事業311万2,000円、老人医療費給付事業390万円、障害者自立支援給付事業3,332万2,000円、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業454万5,000円、ふるさと館管理費203万5,000円、道路除雪車両管理費2,142万8,000円、学校給食調理場整備事業220万円などを増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細についてご説明します。

初めに、歳出から説明いたします。12ページをごらんください。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、4月1日付の人事異動及び人事院勧告に伴い調整を行ったものです。

それでは、主な補正についてご説明いたします。2款1項1目一般管理費、総務事務費、13ページになりますが、11節需用費、印刷製本費66万円及び13節委託料、例規データベース維持更新

業務委託料363万円の増額は、例規集の印刷及びデータベースの更新を行おうとするものです。14ページをお開きください。地域情報通信基盤施設管理費342万7,000円の増額は、光ファイバー配線の修繕及びN T T 東日本所有の電柱移転に伴う工事費を計上するものです。若者単身者用住宅建設事業311万2,000円の増額は、若者住宅実施設計業務を委託しようとするものです。

16ページをお開きください。2款4項5目町議会議員選挙費677万円の減額は、選挙費用確定に伴うものです。

17ページの6目西和賀土地改良区総代選挙費55万4,000円の減額についても選挙費用確定に伴うものになります。

18ページをお開きください。3款1項2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業390万円の増額と、3目障害者福祉費、障害者自立支援給付事業3,332万2,000円の増額は、それぞれ給付費に不足が見込まれることから補正しようとするものです。

19ページになります。3款2項3目母子福祉費221万6,000円の増額は、寡婦、ひとり親家庭、乳幼児、妊産婦、児童生徒に係る医療費給付費に不足が見込まれることから補正しようとするものです。

4目保育所費の195万4,000円の減額は、人件費の調整に加え、20ページになりますが、産休の代替等臨時保育士の賃金などについて調整をしようとするものです。

21ページになります。4款1項2目予防費、がん検診等委託事業71万3,000円の増額は、検診実績に合わせて調整をしようとするものです。

22ページから23ページになります。6款1項3目農業振興費、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業454万5,000円の増額は、貝沢地区の酪農家で組織する組合に対し、TMRを製造するミキサー導入経費の補助金になります。

5目農地費では、前郷頭首工補修工事において、作業機械の通路や作業ヤード水かえ工等の

追加工事に伴う費用として301万2,000円を増額しようとするものです。

24ページをお開きください。7款1項2目商工振興費、ふるさと館管理費203万5,000円を増額は、湯夢プラザ内の食器洗浄機及び多段式オープンショーケースの更新を行おうとするものです。

25ページになります。8款2項3目道路除雪費、道路除雪総務費90万円の増額は、融雪剤等の消耗品と高所作業車及びブルドーザー等の重機借上料に要する費用になります。道路除雪車両管理費2,142万8,000円を増額は、除雪車両用のタイヤチェーン類の購入及び燃料費と冬期間の車両修繕費用を見込むものです。

26ページをお開きください。9款1項2目常備消防費124万2,000円を増額は、消防署建設分として防火水槽設置工事の追加による358万2,000円を増額と、經常分として234万円を減額しようとするものです。

10款1項2目事務局費、西和賀高校魅力化支援事業151万9,000円の減額の内訳は、27ページになりますが、西和賀高校の先生による休日の課外授業が減ったことに伴う報償費60万円の減額、また下宿業務委託料については利用する生徒が確定したことに伴い144万円を減額しようとするものです。次に、西和賀高校魅力化支援事業補助金については、町外からの通学生の増加に伴い副食の利用が伸びており、予算に不足が見込まれることから、52万1,000円を増額しようとするものです。公営塾運営事業33万円の増額は、休日の課外授業の減少分を補うため、外部講師による課外授業を実施しようとするものです。地域おこし協力隊招聘事業272万3,000円の減額は、公営塾運営に係る協力隊2名を募集したものの1名の応募、採用となったため、1名分を減額しようとするものです。

10款2項1目学校管理費、小学校管理総務費、28ページになります。小学校通学対策総務費、13節委託料218万5,000円の減額は、スクールタ

クシー路線の見直しによる減額になります。

29ページになります。10款3項1目学校管理費、中学校管理総務費、光熱水費100万円の増額は、電気料に不足が見込まれることから計上するものです。

2目教育振興費、特別支援教育支援員配置事業101万円の減額は、湯田中学校の教育支援員の採用が10月となったことにより、4月から9月までの6カ月分を減額しようとするものです。

30ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費、社会教育総務事務費、7節賃金52万円の増額は、スポーツ部門業務などを担当する臨時職員を雇用しようとするものです。

31ページ、10款5項2目体育施設費244万1,000円を増額は、14節使用料及び賃借料として、LEDのリース料を73万7,000円減額するほか、各施設の需用費等について不足が見込まれる経費を増額計上するものです。

32ページをお開きください。3目学校給食費、学校給食調理場整備事業、13節委託料220万円の増額は、総合給食センター（仮称）の基本実施設計に係る監修業務を委託しようとするものです。

次に、歳入ですが、9ページをお開き願います。1款1項町民税は、個人の所得の伸び等により805万円を増額するものです。

10款1項1目地方交付税3,008万1,000円を増額は、12月補正予算の財源に充てるものです。

12款2項2目民生費負担金55万7,000円の減額と13款1項2目民生費使用料64万6,000円の減額は、幼児教育・保育の無償化に伴うものです。

14款1項1目民生費国庫負担金1,666万円の増額は、障害者自立支援給付費に係る国の負担分を見込むものです。

14款2項2目民生費国庫補助金のうち722万5,000円の減額は、子ども・子育て支援事業費補助金を県補助金に組み替えするものです。子育てのための施設等利用給付交付金は、幼児教

育・保育の無償化に対応するため7万8,000円の増額になります。

4目農林水産業費国庫補助金3,050万6,000円の減額は、15款県支出金と20款諸収入に組み替えするものです。

10ページをお開きください。15款1項1目民生費県負担金833万円の増額は、障害者自立支援給付費に係る県負担分を見込むものです。

15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金110万6,000円の増額は、各種医療費給付費の増額に伴い、県単独医療費助成の補助金を見込むものです。

2節児童福祉費補助金726万4,000円のうち722万5,000円は、子ども・子育て支援事業費として、国庫補助金から県補助金への組み替えによる増額となります。また、3万9,000円の増額は、子育てのための施設等利用に係る県補助金になります。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、303万円の増額は、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費として、TMR製造機械導入に係る県補助金になります。強い農業・担い手づくり総合支援交付金2,060万6,000円は、国庫補助金から県補助金への組み替えによる増額になります。

20款4項1目雑入1,095万7,000円の増額は、光ファイバーケーブル移転補償費のほか、11ページになりますが、土地改良施設維持管理適正化事業補助金は、国庫補助金からの組み替えによる増額になります。西和賀土地改良区総代選挙執行委託金は、選挙経費確定により減額するものです。

21款1項4目消防債340万円は、消防署建設に係る負担金の変更に伴い、その財源として増額しようとするものです。

22款1項1目環境性能割交付金については、環境性能割交付金の創設に伴い、整理科目として1,000円を計上するものです。

次に、6ページ、第2表、地方債補正です。

1事業について変更するものです。西和賀消防署建設負担金の変更に伴い、合併特例債を増額しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川君。

10番 ちょっと何点かあるのですが、3回制限もありますので、ちょっと1事業に絞って質問したいというふうに思います。

予算書の14ページ、若者住宅実施設計業務委託料ということで、311万2,000円が計上されております。その詳細について、まずお伺いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

若者住宅についてですけれども、若者住宅については、27年に策定した西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略の女性が住みよいまちづくりの中で、単身女性用住宅の整備というものを計画として掲げております。その部分について、土地の建設の場所等を検討しながら、基本構想、まちなか交流館の周辺活用とあわせた形で整備を考えてきたところです。

その内容が固まりましたので、実施設計の設計委託料を整備するものです。こちらに1棟、6世帯分の若者住宅の整備を考えているというものです。

議長 淀川豊君。

10番 総合戦略の中で、女性の関係のことで計画をされた事業ということではありますが、これは女性担当の推進監からも担当課長ということで説明がありましたが、若者住宅というよりは女性住宅ということではないかなというふうには私に思いますが、これまでも女性に限ったことではない若者住宅もつくられておりますので、特になぜそういったところが女性住宅ではなく

て若者住宅ということになったのかということに少し疑問を感じますが、基本構想あるいは建設計画を検討して、今回業務委託を上げているということではありますが、業務委託料を補正予算で上げる前に議会の中に建設場所、あるいはそういった検討事項については説明をいただきながら、こういうふうな実施設計の業務委託料を計上するべきではなかったですか。その点についてお伺いしたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

若者住宅の具体的な計画について、事前に議員の皆様とかに説明をという部分についてですけれども、今回補正でという対応になったのですけれども、詳細の内容について、これから進めていく部分ではあるのですけれども、概要となる部分についてまとまるのが遅くなっているというような形にはなっております。事前にちょっと時間をとることができなかったというような状況です。

議長 淀川豊君。

10番 給食センターもそうではありますが、少しやり方といいますか、順番が逆というか、別につくりたければ、そういう提案をされるのは結構ですが、つくりたいなりのそういう手順を追いながらやっていただかないと、交流館の施設内に、敷地内というか、あの土地に建てるかというふうに思いますが、過去にも購入した土地の全体的な、そういう基本的な計画を出してほしいということは再三再四業者の皆様方にはお話をしながら現在に至っているわけですが、そういう全体構想も示されない中で、ましてや若者住宅の基本的計画、構想についても説明をされない中で、いきなり委託料を出してくる、そういうやり方がどうかなというふうに私は個人的に思っております。議案審議で3回制限がかかっておりますので、何回も一般質問のように質問ができませんので、ほかに聞きたいこともあるので、私はそういうふうに思っているとい

うことであります。

では、若者住宅の実実施設計の設計委託ということであるかというふうに思いますが、現時点の考え方では、発注については町内業者、入札で発注するおつもりなのか、そしてそれを町内業者に発注するおつもりなのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

議長 生涯学習課長。ちょっと声低いので、少し大きい声出してください。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

住宅の発注についてですけれども、実施設計につきましてもは住宅の今基本構想ということで、施設がまちなか交流館の敷地内にあるということで、まちなか再生事業の中において、工学院大学などからまちなか再生事業を行っているのですけれども、その関係の中から、一体的なデザインというような形で、基本構想というものを検討しながらつくってきているところです。

その中で出てきた構想について、今まで検討してきた関係のある事業者の方にお問い合わせできたと考えているところです。

議長 淀川議員、3回制限の関係は、議員諸侯もみんな確認したいので、そこにとらわれずに質問してください。

淀川豊君。

10番 ありがとうございます。気にしないで質問してもいいということで、議長からお許しをいただきましたが、これはやはり我々議会には、基本構想というか、基本計画、そういった資料は提出をしていただかなければいけないというふうに思いますが、その資料提供はできますか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

示すことはできます。きょう私のほうは持ってきておりませんので、ちょっと確認させていただきます。

議長 確認というのは、今ここにあるかないかの確認ですか、それとも出せるかということですか。

生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
きょう持ち合わせておりませんので、後で提
供したいと思います。

議長 淀川豊君。

10番 若者住宅の実施設計については、交流館
の景観、あるいはデザイン的な調和ということ
で、工学院大学の皆さんに、そういった関係者
に基本計画をつくっていただいて、それにのっ
とったような、そういう実施設計になるかとい
うふうに思います。

今回実施設計の予算を我々通してしまえば、
また交流館のような、そういうような二の舞に
なってしまうというふうに私は思いますので、
実施設計ができ上がって、実際どういうものが
どこにどういうふうに住つかということは、も
う事前にご説明をいただいて、その中で建築の
発注をしていただければというふうに思いますが、
その辺はいかがですか。

副町長 では、私のほうから。今淀川議員さんか
らそういうお話がありましたので、今回実施設
計通していただいた後に、建設の設計のこうい
う考え方でやっていきたいというのを含めて、
場所と、それから今求められました工学院大学
にお願いして、全体の構想もつくっております
ので、それも含めてご説明したいなというふう
に思います。

議長 刈田敏君。

1番 2点お伺いいたします。

1点目は、14ページの空き家改修等補助金で
すね、これの詳細。

あともう一点については、24ページの西和賀
町合宿誘致支援事業補助金についての詳細をお
願いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、空き家改修補助金
につきましては、私のほうからご説明いたしま
すけれども、こちらにつきましては空き家バン
クに登録されている物件がございまして、そち

らを購入されたいという利用者の方とのマッ
チングが成立したということで、その場合に、空
き家の修繕につきましては西和賀町空き家改修
助成事業補助金交付要綱というのがございま
して、空き家の改修は要した経費の10分の5の50万
円が限度でありますし、空き家利用のための不
要物撤去に要した経費は10万円が限度というよ
うな要綱になっておりまして、その補助金を1
件分、予算措置を今回お願いするものです。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうから西和賀町
宿泊助成事業費補助金、24ページの件について
お話をさせていただきます。

本事業につきましては、今年度から取り組ん
でいる事業でございまして、ある程度の条件を
満たしていただいた方々が長期宿泊をされた場
合、主に合宿が多くなるわけですけれども、そ
ういった方々に対して補助金を出している事業
でございます。

目的としましては、交流人口の拡大と地域経
済の活性化に資することとして、基本的な条件
として宿泊日数が3日以上、宿泊者総数が40人
以上の連泊であることなど、そういった条件を
付しまして、長期に泊まれる方々に対し、各
旅館、ホテル等事業者に対して直接補助金を出
させていただくものであります。

今年度当初予算の中で行ってきておりました
けれども、事業精算によって、今後スキー合宿
等々もあるというお話も聞いておりますので、
そういった中で足りない部分について、不足分
を補正させていただいたということになります。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 空き家についてはわかりましたけれども、
先ほど一般質問の中で8件の空き家、物があっ
て、そのうちの3件が使えるというか、進めた
いというようなお話がありましたけれども、そ
れについてはちょっと関連していますので、も

う少し説明願いたいと思います。

あと合宿の費用ですね、3日以上40人。交流人口をふやすということで、3日以上40人はかなりハードル高いと思うのですが、この設定、今聞くのはなんだと思うのですが、要するにもう少し和らげて、もっと幅広くやったほうがいいのではないかとということですが、その辺いかがですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、今の空き家の関係のご質問にお答えしますが、先ほど一般質問で説明いたしましたのは、空き家相談会を2回実施いたしました。その中で相談があったのが8件、その相談を経た後に空き家バンク登録に至ったのが3件あったということでございます。

現在空き家バンクの登録数は、全体で29件ございまして、その中から解体ですとか、成約してというものを除けば、今20件の募集になっている状況です。

その成約した1件が今回の補助対象ということになります。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、もうちょっと詳しくご説明をさせていただきます。

今年度予算額100万円としまして進めさせておりました補助要件は、もう一度改めましてご説明いたしますと、学校教育法に規定する学校に在学する者及び指導者で組織される団体といった、まず基本的な条件と、宿泊日数が3日以上でかつ宿泊者総数が40人以上の連泊であること、あとは当然宿泊料金が発生する宿泊者であるとか、他の補助金を受けていないとかという条件がございます。

これを設定するに当たりましては、この事業につきましては町独自の補助制度でございまして、今年度実施するに当たり、昨年度のうちに各事業者から観光協会を経由して聞き取り調査

を行ってございまして、団体ごとですね、どれぐらいの数の方々がまずいらっしゃるのか、どれぐらいの宿泊日数を泊まられているのかということをして調査した上で、さらに例えば2泊である方々に、もう一泊多く泊まっていたくためには、この宿泊設定がよろしいのではないですかとか、あとこれぐらいの人数なのですかけれども、もう少し上げていただきながら泊まっていたら補助金が出るという設定をさせていただいた上で補助要綱といったものを定めさせていただきました。

それに伴いまして、今年度初めてといったこともございますので、学校教育法という、学校に行き、まず生徒児童のみに現在はさせていただいているわけでございますけれども、そういったものも考えながら、制度につきましては柔軟に対応していきたいというふうにご検討しておりますので、今年度の実績をさらに踏まえながら、次年度以降はまたさらに検討を重ねていきたいというふうにご検討しております。

議長 刈田敏君。

1番 空き家についてですが、今回出た補正のお金は、具体的には整備というか、改修するのに使うのか、廃棄するのに使うのか、その辺をお願いします。

それで、要するに今回空き家バンクの説明会に8件あって、そのうちの3件が登録に至ったということですのでよろしいかと思っておりますけれども、これをしようとしているような物件があるとなれば何件ぐらいあるのかお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

実際具体的に修繕に使うのか、不要物廃棄に使うのかは、これからまず見積もりというか、実際にその事業をやる所有者さんのほうからもらって判断することになりますが、まず上限額で予算要求をさせていただいたということになります。

登録になっている物件で、募集中の物件で、

これから新たに修繕が発生するというか、事業の必要性があるかどうかというのは、今のところはまずないので、これからの利用者の希望状況によって、来年度の当初であるとか、補正であるとかの対応をお願いする形になるかと思えます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 冒頭に、申しわけございません、きのうの一般質問におきまして、技能実習の制度と特定技能の制度を私は履き違えておりましたので、この場をお借りして、済みません、おわびを申し上げます。

質問です。14ページのかわまち事業基本計画作成支援業務委託料、これの詳しい内容。

済みません、全部で4件あります。

それから、22ページのウオーキングマップ作成業務、これは町内全体のマップの作成なのでしょうか、内容をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、30ページです。臨時作業員ということで、スポーツ部門業務ということの補正のようではありますが、これは具体的に何を目的として、どこでどのようなことを行うのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、4つ目です。32ページの西和賀町総合給食センターの基本実施設計監修業務委託料ですね。これはどのようなことを行うのか、その内容をお聞かせいただきたいと思えます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからはかわまちづくり事業のほうで回答させていただきますけれども、かわまちづくり事業につきましては、湯本の交流館の周辺整備についてということで、今年度の当初予算のほうで、その部分はそのせておりました。

それで、そこの整備の中で和賀川河川敷のほうの部分にも遊歩道等、そういうのがあったらいいのではないかというような話し合いが出た

りしたわけなのですけれども、その際にまずダムのほうからの事業照会ということで、かわまちづくり事業の可能性についてという検討のほうを始めたわけでございます。

このかわまちづくり事業というのは、国土交通省の国の補助金の制度なのですけれども、こちらについては地域の資源を生かした魅力的な観光地づくりというか……済みません、河川とそれにつながる町を活性化するための地域の景観とか、歴史、文化、観光基盤などの資源、あと地域の創意に富んだ知恵を生かし、市町村、民間事業者、地元住民、河川管理者の連携のもとで、実現性の高い水辺の整備、利用に係る取り組みを図るといふ、そういう事業になっておりました、まずは和賀川というか、錦秋湖を一体的に捉えた形の整備というものを検討してみてもどうかということになりました。

錦秋湖の一体的な整備ということなのですけれども、観光ビューポイントということで、3カ所ほど候補に上がりました。というのは、これはまず庁内の各課から、かわまちづくりの関係で事業化できる部分がないかどうかというのをヒアリングなどをして出したところです。

まず、3カ所分の、そういう基本構想であるとか、概算金額というものを出すために、今回の補正予算になったわけでございますけれども、こちらの資料については、まずダムのほうに提出をして、その事業の登録の判断をしていただくということになります。

まず、いずれ今回資料を出して、河川管理者である湯田ダムというか、北上川ダム統合管理事務所ですか、そちらのほうと、まず具体的な内容を詰めていきながら、具体的には本当にこれからの判断になるというものでございます。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ウオーキングマップの件でありまして、町では健康づくり推進の一環といたしまして、西和賀ウオーキングコースを設定

することといたしまして、西和賀町ウォーキング協会の協力を得ながら、2回のワーキンググループを実施して、湯田地区、沢内地区でウォーキングに適したコースを参加者からそれぞれ提案をいただきました。提案された地区からコースを幾つか選んでいただいて、その中から投票によって多かったコースを町の設定コースとして決めました。

湯田地区では湯本まちなか交流館から焼地台公園の往復コース約4キロ、沢内地区は沢内庁舎から弁天・猿橋地区周遊コース約3.7キロです。このほか岩手県ウォーキング協会が毎年行っておりますあやめ公園コースについても町の設定コースとさせていただきました。

10月8日に開催の健幸大学日日学部でコースのお披露目をする予定でしたが、あいにくの天候で実施ができなかったのはちょっと残念でしたが、そういうことも計画をしておりました。

今回の補正予算は、ウォーキングマップを作成して、町民の皆さんに周知を図りながら、ウォーキングコースを活用していただいて、健康づくりにつなげていただきたいということからお願いしたものですけれども、地図のコースはそうですけれども、それを全体の中にどのように落とすかというのはちょっとまだ最終的に決まっておりますが、いずれコースの地図はつくりますけれども、それを町全体にどのような形で配布するかというのは、今のところはっきりしたところはまだできておりませんが、これから詰めていきたいと思っております。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

30ページの社会教育総務費の臨時作業員の部分についてですけれども、生涯学習課ですが、職員が1名途中で退職しております。これから冬の事業に向けまして、スポーツの部分のちょっと人員が不足しているような状態になっております。スキー場の施設の維持ですとか、ほか

の体育施設、社会教育施設の除雪等の維持等もありますし、あとクロスカントリースキー大会のチームの作業などもありますので、その事務の作業を補完するための方をお願いしたいというふうに考えているものの予算になります。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから32ページの西和賀町総合給食センター（仮称）基本実施設計監修業務委託料についてお答えさせていただきたいと思います。

建設を予定している新給食センターですけれども、学校給食とあわせて、将来病院食や介護食の対応も可能な総合給食調理施設として整備を予定しているところです。

学校給食については従来どおり、調理後2時間以内で食べるクックサーブ方式、病院食、介護食については調理したものを冷凍保存するクックチル方式を見込んでおります。

このクックサーブ方式、クックチル方式を併用した施設は県内にはなく、全国でも例の少ない施設であります。実施設計に当たっては、専門的な知識を持った方から指導が必要であり、今後の設計に当たって、総合型として整備するための監修業務の委託料を補正させていただくものです。

これまでの経験等を踏まえた上での指導をしていただきたいと思っておりますし、私たちにしても、全国的に例の少ない施設ということで、専門的な知識を持った方にアドバイス等を得たいと考えております。

将来的に高齢化等を踏まえた町の課題解決のために、総合化の施設として取り組むための監修業務の支援をお願いしたいというものであります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、かわまち事業においては、水辺の整理、景観をどうにか変えていくのだということなのですけれども、どういうふうに変

えていくのか、そういうふうなビジョンとか、そういうものはあるのかどうか、その辺も含めて計画づくりをしてもらうのかどうか。でも、最低でもそういうビジョンがないと、町としてうまくないのかなという感じはいたしますが、その辺お聞きします。

それから、ウォーキングマップについてはよろしいのかな。

4つ目のものですが、監修業務をしていただくということではありますが、そうすると一定期間、何か月とか、1年単位とかいう形で、中に実際に入っていただきながら、そういう監修業務を行っていただくのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 かわまちづくりについてお答えしたいと思いますけれども、新たに3カ所の候補地という部分と、あとは交流館付近の周辺整備というようなところで、合計で4カ所というようなところで考えているわけですが、具体的な場所を言うと、天ヶ瀬と上野々と無地内と湯本というようなところになります。

まず、天ヶ瀬については現在既に選考してやっているようなところがありますけれども、天ヶ瀬のほうに入っていく、107号から入っていくところの、水没林が見える非常に眺めがいいところ、そちらについて、既に木の伐採等はビューポイントの部分で対応はされているようなのですが、そこについてさらに舗装化をするのですとか、トイレを設けるのですとか、危険防止策をつけるのですとか、そういうようなことができればという考えがあります。

あと無地内につきましては、カタクリ群生地ということがありまして、まずあそこの木が立って、道路にかぶさるような形で、冬場は非常に危険な部分もあったりして、まずそういうのも考えながら木の伐採をしたりですとか、さらにそのカタクリ群生地に多くの方が訪れるような、そういうふうな整備につなげたいという

ふうに思っているところです。

また、上野々につきましては、ほっとゆだ駅からすぐ橋を渡って左手のほうの銀河ホールの砂利の駐車場の部分というような形になって、その橋寄りのところなのですけれども、そこをまず木の伐採を行いまして、少しちょっと北上線からの利用客とか、そういう観光者が訪れる公園的な部分につなげられたらいいということで、まず木の伐採はするとして、抜根部分ですとか、またそちらについても舗装とか、あとは危険防止策をつけるとか、そういうようなことを想定しているところでございます。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 監修業務委託料についてお答えさせていただきます。

この業務委託につきましては、実施設計とあわせて、来年の3月末までということに考えております。これから実施設計業者との協議、あと現場の調理員さん方、そういった現場の方々とも一緒になって協議する場面がありますけれども、そういったところにも来ていただいて、指導等、アドバイス等を受けたいということを考えているところです。

期間としては、来年3月末までということになっております。

議長 早川久衛君。

9番 確認だけします。12ページに非常に大きい1,001万6,000円という減額、数字がありますけれども、この内容をお知らせください。

議長 総務課長。

総務課長 12ページの2款1項1目一般管理費の職員人件費、ふるさと振興課分1,001万6,000円の減額の内容です。これにつきましては、ふるさと振興課の職員数が6人から4人へ変わったことによる給料、職員手当等、職員共済組合負担金、これらを職員数が減になったということで減額するものであります。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 私夕方7時、8時ごろ通れば、役場さんではいつも電気がいっぱいしているわけなのだけれども、6人が4人になったというのほどういう理由で、そういうふうにならぬ年度途中でマイナスになったでしょう。

議長 総務課長。

総務課長 説明いたします。

町の職員数としては4人というカウントですけれども、北上市との交流人事で1名プラスになります。その方については、北上市から来ている方については北上市のほうで人件費を負担しているということでの、先ほどの人数の減というふうなことであります。

あともう一方、岩手県と交流人事をしております。その方については、町のほうで負担することになっております。そのかわりに、こちらから県のほうに行っている部分の方については県のほうで払っていただくというふうな形での、そういうふうな動きがありましたので、先ほど言ったような説明になりますけれども、職員数は北上市の方を含めて5人というふうな体制になっております。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 そうすれば、非常に今ふるさと振興課の役目も町づくりの重要なポストだろうと思えますけれども、6人から5人になったということで、事務処理だけではなくて、町づくりなりなんりの作業に影響がないのかということをお聞きします。

議長 総務課長。

総務課長 済みません。先ほどの答弁漏れということで、補足で説明させていただきたいのですが、年度の途中でということではなくて、当初予算の編成時で、まず6人の人数で予算編成していますと。4月1日の人事異動によって、職員は4人分プラス北上市との交流人事で1名、合わせて5名の配置と、4月1日から5名の配

置になっているということになっております。

あと業務の面を。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたしますけれども、業務の面ということで、体制は今確かに職員は5人ということです。まず、こちらにつきましてもは当然年度当初から5人ということで、それぞれに事務分掌を振り分けております。正副それぞれの業務については担当者がおりますけれども、そこにこだわらず、業務についてはみんな連携しながら、協力しながらやっているということで、まず今のところ、まだまだ足りないと言われればそうなのですけれども、一生懸命業務は遂行しているところです。

また、この5名のほかにつきましても、地域おこし協力隊が1人おりますし、あと集落支援員という形で1人採用してございまして、地域の関係の事業につきましても集落支援員に頑張らせていただいておりますし、あとふるさと納税につきましても、あとユキノチカラ関係につきましても地域おこし協力隊のほうに力を出していただいているということで、まず頑張っております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 3点についてお伺いします。

14ページの第三セクター経営改善事業22万、経営状況調査業務委託料ということになっているのですが、この詳細の中身についてと、それから24ページ、温泉事業特別会計繰出金で326万3,000円になっていますが、この中身と、それからもう一点、26ページの住宅の修繕料です。これについて、この詳細の中身と、前に聞いたことがあったのですが、町営住宅、今何棟あるかも含めて、この中身についてお願いします。

以上。

議長 企画課長。

企画課長 私からは、第三セクター改善事業、経営状況調査業務委託料についてご説明いたしま

す。

町には、現在4つの第三セクターが設立されており、いずれも株式会社方式で現在経営されております。

今議会におきまして計上させていただきました補正予算につきましては、第三セクター全体の経営状況の整理、整理の内容につきましては三セクの概要、財務の状況、事業運営の把握というものを考えてございます。そうしたものをまとめた中で、現状の問題点や課題の洗い出しを行い、町を取り巻く経済的な部分、社会環境や三セクの経営実態を精査した中で、町における各第三セクターにおける今後の期待される役割、方向性についてまとめていきたいということで考えてございます。

中身の中には、懇談会の中でも町長のほうから話ありましたが、沢内バーデンという部分も含まれてございまして、経営改革等を含め別途協議するという事で、座談会等でもお話ししてございます。こういうことから、現在進めていますバーデンの劣化調査等の結果を踏まえながら、今後その調査を進めていきたいというふうに考えております。

実際の積算の内訳でございますけれども、業務に携わる方の交通費、宿泊費というのがメインになってございます。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 7款における繰出金のお話ということで、温泉事業特別会計の繰出金でございますので、特別会計の部分でご説明ができればというふうに思っておりましたが、ご質問がありましたので、今ご説明いたします。

温泉事業特別会計における不足分を補うものとして一般会計から繰り出しをまずするものですが、この金額につきましては、峠山パークランドオアシス館、この施設でございますが、現在外壁の落下など、利用者の安全面を考慮して、4月から休業、休館をさせていただ

いている施設でございます。現在まで、休館をしたまま1年間、1年度間とめていたということは経験がなくて、当初予算においては概算において維持経費というものを算定しております。

結果、冬季を迎えるに当たって、給水管、給湯管等々、凍結予防の観点から改めて金額を積算したところ、電気料と灯油代におきまして不足が生じることから、特別会計において維持費を補正させていただこうというもので、それに対する財源ということで、一般会計からの繰り出しを行おうとするということになります。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、町営住宅の修理に関してですけれども、まず初めに町営住宅は幾つあるかというようなご質問でしたので、それに回答させていただきます。町で管理している公営住宅につきましては、公営住宅が59戸、それから特定公共賃貸住宅というのが16戸、若者定住促進住宅が12戸、建設課で管理する住宅につきましては87戸ございます。

そのうち今回の補修に関しては、入退去がやはりつきものであるものですから、入退去に係る修繕等が4戸、それからやはり浴槽が壊れたとか、ボイラーの修繕、あと便座の修繕等合わせて、今回90万ということで予算要求いたしました。

以上でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 最初に、第三セクターの経営状況であります。これは劣化調査の個別調査の件は、工期はまだでしたか。

それで、第三セクターの今後の経営の方向までということなのですが、以前に大学の先生3人か4人頼んで、バーデンも含めて第三セクターの検討委員会を立ち上げて検討した経過があったわけですが、今新たにどちらに委託をして、今までの第三セクターの経営検討をやってきた、その関連づけというか、そういう状

況をどのように捉えて委託するのですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、劣化調査の工期、納期についてです。バーデンとパークランドオアシス館につきましては12月27日、12月中ということになります。

それから、木造関係の温泉施設につきましては、9月補正予算を認めいただきまして、現在契約交渉をしているところをごさいます。来年の1月、2月ぐらいをめどにつくっていただいて、最終的に全ての施設が出そろってから個別案件について検討して、分析をして、検討させていただこうというふうに思っているところをごさいます。

議長 細井町長。

町長 今回、特に沢内バーデンの経営分析を委託した方は、地方創生関係でいろいろ調査に入っている方のごさいます。信金中金の方ですが、東京にいらっしゃる方です。これは、全国のいろいろなそういう第三セクター関係の再建策とか改善策を手がけてきた人でありまして、いろいろな調査事業で町内に入っておりますので、私のほうでいろいろ信用金庫さんから紹介されたところ、最低限の実費、交通費等で分析等について協力していただけたということでしたので、お願いをしたところでありまして。

議長 深澤重勝君。

7番 そうすると、主に沢内バーデンということですから、答弁で4社という言い方だったのですが、実際は沢内バーデンということですか。

(そうですの声)

7番 とりあえずわかりました。

それと、住宅の修理の件なのですが、去年、おととしかかなりの金額で、全体的に住宅修繕したはずですが、具体的な金額はちょっと調べてこなかったのですが、こういう状況のときは、それぞれの個別の住んでいる人からの申し出で、随時それを見てやる、修理するという感じですか。それとも計画的に、経過年数ごとに、ち

らで主体的に調査をして修理をするという、その修理の手だてはどのようなのですか。

それと、前に別の件で聞いたことがあるのですが、大幅に修理なんかをした場合に料金が違ってくるような話を聞いたことがあるのですが、そういうことの絡みは、いわゆる家賃とのつながりはどうなるのですか。修理した場合、家賃との兼ね合いはどうなるのですか。

議長 建設課長。

建設課長 今おっしゃっているのは、今町が長寿命化計画によって進めている改修工事、それはまず28年から続けてきておりまして、28年は湯田住宅、29から今年度までは上野々住宅がまず完成して、来年からは猿橋、新町というような形で改修工事を進めていきたいという考えで進んでおります。

今回この修繕に係る部分については、また別な住宅で、今直したものについては入っておりませんが、まだ改修前のところの浴槽だとか、ボイラーだとか、便座が壊れたというものがまずあります。

それと、やはり入退去となりますと、やはり経年劣化している部分等もありますので、その辺が4戸分出入りがあったものですから、その分を予算計上させていただいたというものです。

それから、修理すれば住宅料に響くのかということでもよかったですでしょうか。それは特に関係ございません。住宅料は、まず公営住宅については公営住宅法によって決められた金額がありますし、特公賃については4万2,000円という決まりがありますし、若者住宅は2万8,000円というような料金設定というか、家賃になっております。ですから、修理をしたからといって、家賃が高くなるというようなことはございません。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 収入のところでご説明あったところで、理解が十分ではないので、お尋ねします。

10ページ、11ページのところで、国の予算から県の予算に振り替えるというのは、説明が何カ所かあったと思いますが、そういうのはどういう条件でそうなるのか、どういうことなのかちょっと教えてください。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 では、私のほうから10ページ、15款2項4目、ここにはいわて地域農業マスタープラン実践支援事業と強い農業・担い手づくり総合支援交付金と載っております。先ほど企画課長が答弁したとおり、国から県補助金への組み替えということで説明しました。

もう少しすみ砕いてお話すると、国の予算は県を通じて入ってきます。当初置く際に、国の予算を国の補助金というところに置いたために、今回国から県を通してきますので、県の補助金というところで組み替えしたということでございます。

もう一つ下に、9ページ、ちょっとごらんになっていただければわかりますが、9ページの一番下段になります。これも14款2項4目で土地改良施設維持管理適正化事業補助金とあります。これも国庫から県補助金への組み替えということで説明したとおり、国から県を通じて…

(雑入の声)

農業振興課長 これは違いますか。

議長 雑入、11ページ。

農業振興課長 土地改良のほうは、失礼しました、11ページの雑入のほうに入ります。土地改良施設維持管理適正化事業補助金、これは前郷頭首工の補助金のことでございます。

議長 高橋和子君。

4番 そうすると、これは手続的にこのようにするという方針が出されてそうなったのか、本当は県の補助でいいのが国の補助金として見ていたということですか。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからご説明いたします。

今農業振興課長からお話あったとおりなのですが、繰り返しになりますけれども、当初予算で置く際に、国から来る補助金だということで、国の科目のほうに置かせてもらったのですが、ルール上、国から来るお金なのですが、県を通して来るものは、市町村は県補助金で受けなさいというルールをちょっと置き間違ったところがあるもとのスタートラインでございまして、それを今回組み替えさせてもらって、本来の姿に戻させてもらったというところがございます。

先ほど申しました1点目の強い農業につきましては、国から県のほうに、県支出金のほうに移動させてもらっていますし、同じような形で国から雑入のほうに諸収入、雑入ということで、土地改良の関係は移動をさせてもらってございます。金額には変更ございません。あくまでも事務処理上の問題でございました。申しわけございません。

議長 建設課長。

建設課長 先ほどの深澤議員のほうからの質問で、修繕をすれば家賃が高くなるかということは、今回の補正に関しての修繕ということで捉えて、私が「ありません」ということで答えたのですが、先ほど言った長寿命化に伴う大規模修繕等で、屋根のふきかえだとか、断熱効果の向上だとか、それらの工事をやった場合については、家の付加価値が高まるということから、家賃は若干高くなって、計算にはなります。それらの改修済みについては、家賃の変動はあります。それだけご理解ください。

議長 そのほか質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

討論ございませんか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

これから表決に入ります。

議案第12号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時25分まで休憩いたします。

午後 2時16分 休 憩

午後 2時25分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第3、議案第13号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,718万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。

7ページをごらんください。1款1項1目一般管理費、13節委託料180万5,000円は、国保事

務処理標準システム導入業務を委託するものです。14節使用料及び賃借料1万5,000円は、標準システム端末のライセンス使用料です。

2目、19節負担金補助及び交付金13万5,000円の減額は、岩手県国民健康保険団体連合会の負担金の確定に伴い減額するものです。

2款保険給付費は、退職被保険者等高額療養費に今後不足が生じる恐れがあるため、63万8,000円を退職被保険者等療養給付費との間で調整を行うものです。

5款1項1目、12節役務費2万5,000円の増額は、事業所等で実施した健診結果を提供していただくための手数料です。

8ページ、6款1項1目財政調整基金積立金634万8,000円の増額は、前年度繰越金確定に伴い基金に積み立てるものです。

8款1項2目償還金255万5,000円の増額は、国庫支出金過年度返還金として85万9,000円、平成30年度県支出金返還金として169万6,000円を計上するものです。

8款2項1目繰出金5万円の増額は、さわうち病院の医療機器購入に係る特別交付金分として繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをごらんください。3款1項1目保険給付費等交付金19万円と5款2項1目基金繰入金166万4,000円は、歳出で説明しました総務費の事務処理標準システムの財源となるものです。

5款1項1目一般会計繰入金7万4,000円の減額は、国保連合会の負担金の決定によるものです。

6款1項1目繰越金890万3,000円は、平成30年度決算確定に伴うものです。

7款3項3目雑入6万円の減額は、医師養成事業助成金の決定によるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これでは質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 これから表決に入ります。

議案第13号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第14号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第14号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ986万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,660万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、歳出から説明いたします。7ページをごらんください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金986万6,000円の増額は、当初の推計より保険料が増加する見込みであることから、後期高齢者医療保険料負担金を補正するものです。

6ページの歳入、1款1項1目特別徴収保険料は、現年度分特別徴収保険料として、同額の986万6,000円を見込むものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 これから表決に入ります。

議案第14号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第15号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第15号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,709万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,091万5,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ1,158万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、保険事業勘定における補正予算の内容について、歳出から説明いたします。

8ページをごらんください。2款1項介護サービス費等諸費、2款2項介護予防サービス等諸費、2款4項高額介護サービス等諸費、2款5項高額医療合算介護サービス等諸費、2款6項特定入所者介護サービス等諸費、3款1項介護予防・日常生活支援総合事業費に計上した金額は、給付費に余剰金が見込まれるものを減額し、給付実績から不足が見込まれるものについて増額をお願いするものです。

10ページ、7款1項2目償還金10万6,000円の増額は、平成29年度、平成30年度の財政調整交付金の返還金となります。

次に、歳入です。6ページをごらんください。3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金は、歳出補正に伴い、それぞれ補正額を見込むものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。17ページをごらんください。1款1項1目一般管理費6万9,000円の増額は、精査の結果、人件費に不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、16ページ、2款1項1目一般会計繰入金にて同額の6万9,000円を増額し、財源充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第16号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第16号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,603万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページをごらんください。1款1項1目一般管理費については、職員の異動等により、給料について120万円、職員手当

等として59万円を減額しようとするものです。
需用費については施設巡回車の車検、修繕のため不足する修繕費として9万5,000円を増額し、公課費については消費税及び地方消費税の令和元年度分中間納付額が確定したことにより不足額57万4,000円を増額し、合計として112万1,000円を減額しようとするものです。

1款2項1目公共下水道施設管理費については、湯田分の下水処理のための薬品代として33万4,000円、下水道施設の電気料として31万円、合計64万4,000円を増額しようとするものです。

同じく沢内分について、薬品代として38万5,000円、電気料として23万7,000円、合計62万2,000円を増額しようとするものです。

1款2項2目合併処理浄化槽管理費についてですが、役務費、汚泥くみ取り手数料について、精査の結果93万2,000円の不足が見込まれることから増額しようとするものです。

次に、歳入についてですが、6ページをごらんください。6款1項1目一般会計繰入金107万7,000円を増額し、今回の補正予算の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第16号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第17号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第17号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,066万7,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをごらんください。

1款1項1目温泉施設管理費、13節委託料、峠山パークランド管理運営業務委託料326万3,000円は、経年劣化等により、外壁剥離など、利用者の安全性を確保することが困難な状況にあり、今年度休業している峠山パークランドオアシス館について、冬期間における館内給水等設備の凍結予防のための暖房費、光熱水を再積算したところ、予算に不足が生じることから、これを増額しようとするものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをごらんください。3款1項1目一般会計繰入金326万3,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1 番 今回の補正なのですけれども、かなり財政に影響を与えるぐらいの金額なのですけれども、これ最善の策なのです。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 326万3,000円の増額補正ということになります。オアシス館、通常であれば年間2,000万円を超える経費がかかっている施設ではございますが、今年度約六百数十万の当初予算に対して900万ほどにさせていただこうというものでございます。

冬期間前に施設管理者である業者の第三セクターと、またあわせて設備業者の方々と打ち合わせを行いまして、館内の給水管、給湯管が既に水で満たされているわけではございますが、暖房をとめますと、凍結により管にひびが生じた場合に、さらに経費がかかるという算定がまずございました。ついては、エアコン等もありますけれども、例えば灯油型の暖房機を入れ込むなどしまして、できる限り経費を抑えた形でやっていただくということを念頭に協議が済みしております。

そういった中で調整していただきながら、何とか3月までの冬期間は乗り越えさせていただきたいというふうに考えているところでございました。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 番 要するに、休業しても凍るから電気も入れるというような話でしたけれども、それは以前からわかっていたことで、この前の消費税上がった関係で、やっぱり各温泉施設に入れなくて、自分のうちの風呂をまた直したという方もおります。そういういろんな面で行っている人たちもいる中で、使用できない、そこはもうちょっとやり方があるのではないかなと思うのですけれども。

それと、この補正予算ですけれども、8項目

の中のどこに入るのか、副町長、お願いします。

8項目というのは、わかりますね。予算の補正について、1から8まで補正できる内容が書いているわけですから、そのどの項目にこの委託料が入っているのか、それを説明お願いします。

(もう一回お願いしますの声)

1 番 では、読みますか。8項目あります。1つは、天災や災害の発生によって必要になった予算措置、2つ目は国、県の補助金、負担金、交付金の確定によるもの、3、地方債の同意の見通しが確実となったことによるもの、4、建設事業の設計変更によるもの、5、国、県に準ずる公務員の給与改定を行うためのもの、6、予算成立後、税制や補助制度、財務制度等の法令の改正によるやむを得ないもの、7、物価の変動、経済事情の変化によるもの、8、当初予算の積算を誤っていたため、それを是正するもの。この中に入っていないとすれば補正は認められないと思いますけれども、答弁をお願いします。

議長 副町長。

副町長 済みませんでした。今刈田議員さんがおっしゃった8項目の中の、補正の要件の4番目の要件で今回補正を提案させていただいたというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 4番、建設事業の設計変更等によるやむを得ないものということで、いずれ継続していくためにやむを得ない措置だということによろしいですか。

議長 副町長。

副町長 議員さんのおっしゃるとおりです。

議長 刈田敏君。

1 番 改めて言いますけれども、財政的にかなり負担が多いので、最善の、もうちょっとやれるようなことはないのか、修正できないのか、課長、どうですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 現状において、まだ個別の施設の、今後売却の方向では動いておりますけれども、個別施設の具体的な話というのはまたこれから出てくるわけございまして、まだ地域協議も済んでいない中では、今年度につきましては施設等をもたせるとというのがまず前提であろうというふうに考えております。

例えば水を全部抜き去るですとか、給湯についても全てとめる、もしくはポンプも全てとめ去るということは、再稼働させるときにさらに莫大な経費がかかる可能性が非常に高いというような判断をしております、それよりは暖房費もしくは給湯といいましょうか、水につきましても、給湯につきましても、ポンプで回しながら、とめないことで凍結防止をさせようというふうな考え方でございますが、エアコン等につきましても電気代がかさむ関係から、通常の暖房機を用いながら、必要に応じて暖房機などを用いながら凍結予防を図ろうということで、指定管理者と、あと専門家であり、設備業者さんにも入っていただきながら協議をさせていただいたところでございました。

議長 刈田敏君。

1番 今後こういう施設がまだまだこれから検討の段階に入るとして、さまざま出てくることだと思います。

ただ、これを許してしまうと、もうかなりの分で財政負担、そうしたら全体の温泉をこれから町から離すというような状況の中で、考え方としては、お金が大変だと言いながら、こういうのを許してしまつては、ちょっと私は納得いかないのですけれども、今の時代、それ以上にやるものがないとすれば、これは仕方がないとは言いながら、これはちょっと認められないような話だと思うのですけれども、全ての面でそうだけれども、補正に出したからと、それをそのまま認めてもらうような考えは一切やめてもらいたいと思います。

議長 副町長。

副町長 今回の補正の提案に当たっては、こういう提案の仕方がちょっと本来どうかということ、内部でいろいろやりとりはしたのはあるのですけれども、それは課長が言ったように、当初の予算の見通しがちょっと変わったということもあって、やむを得ないなということで、最終的には補正に提案させていただいたのですけれども、補正に仮に出さなかった場合どうなるのかということをいろいろ協議したのですが、今温泉施設を町政懇談会でも、今後の直営から民営にということで、皆さんに提案をこういった形でさせていただきたいのだけれどもということで提案している中で、オアシス館は今年度4月から休業状態ということで、先ほどお話ししたとおり、委託料が約2,000万ぐらい、今までかかっていたのがかからなくなったけれども、ただそれを休業しているけれども、施設は維持していかなければだめだということでの当初の見込みがちょっと変わったということで、今回補正させていただいたのですけれども、これを仮にやめた場合は、補正でやめた場合、施設が完全にとまってしまうというか、後々それを修繕すると、またかなり多額のお金がかかるという、そういった判断で、今回やむなく当初の見通し、ちょっと甘かった部分も反省点としてあるのですけれども、その後金額も変わった部分もあるのですが、そういった形で今回補正に提案させていただいたということですので、確かにご指摘のとおり、ちょっとやり方としてはどうかという疑問はそのとおりだと思いますが、いろいろ検討した結果、これが将来的な負担としては少ない金額で済むということでの提案ですので、どうぞご理解していただければというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第17号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第18号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支につきましては、医業費用のうち給与費を203万5,000円減額する一方で、経費を337万7,000円増額し、病院事業費用の総額を9億7,378万円とし、収入では他会計補助金に134万2,000円の増額をお願いするものであります。

また、資本的収支におきましては、建設改良費に290万4,000円の増額を行い、医療機器の整備を図ろうとするものであります。収入では、企業債280万円、一般会計出資金5万4,000円、県補助金5万円をそれぞれ増額し、これに充てようとするものであります。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 今回の補正予算の詳細につきまして、引き続き私から説明をさせていただきます。

予算書の1ページをごらんください。第1条では、令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとし、第2条において収益的収入及び支出の予定額の補正を行っております。

その第2条では、病院事業収益及び費用の既決予定額にそれぞれ134万2,000円の増額を行っております。

第3条では、資本的収支予算に係る建設改良費に290万4,000円の増額を予定するものであります。

第4条は企業債補正、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費、そして第6条は他会計からの補助金をそれぞれ改正するものであります。

続いて、収益的収入及び支出の実施計画についてご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。収益的支出について説明いたします。

医業費用の1目給与費ですが、他会計同様に今年度実施した給与改定と諸手当、臨時職員の賃金などの精査によるものです。

3目経費の10節修繕費ですが、医療機器の修繕で9万4,000円、施設修繕の145万6,000円はチップボイラー、熱源水ポンプ、酸素マニフォールド、吸引装置の修繕です。また、車両修繕は除雪機械の修繕を行うものであります。

12節賃借料12万1,000円は、耳鼻科診療用の医療機器のリース期間が終了したため、これを再リースする費用であります。14節の委託料は、来年4月から算定開始を目指している地域包括ケア病床導入について、所要の準備作業を行うために、ノウハウを有しております専門業者のコンサルティングを受けるための経費であります。

7ページに戻っていただき、収益的収入につきましては、一般会計からの補助金134万2,000円の増額をお願いするものであります。

次に、4条予算の資本的収支について説明い

たします。4ページ、5ページをお開きください。5ページ、1款1項1目の設備費、上部消化管経口スコープは、いわゆる胃カメラのことでありますが、3本ありますうち1本故障いたしまして、修理がきかないため、これを更新しようとするものであります。

4ページ、資本的収入ですが、医療機器等整備事業として、企業債280万円の増額と一般会計出資金5万4,000円の増額、県補助金5万円の増額は、胃カメラの更新整備に伴うものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

議長 高橋和子君。

4番 9ページのチップボイラーの修繕は、どのような状況になったのかお知らせください。

それから、その一番下の地域包括ケアの病床導入のコンサルティングということですが、この具体的なところをご説明ください。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

まず、1点目のチップボイラーの修繕の件でございますが、今回の修繕につきましては、今まさに故障して修繕するというものではございませんで、予定修繕といえますか、メンテナンス的な修繕を行うものでございます。つまり壊れてから修繕すると、一定期間チップボイラーがとまりますものですから、一定の年数が経過したときに計画的に修繕を行うということで、あらかじめ予定されていたものでございます。

内容は、炉内プッシャー、ボイラーの炉のチップが燃えるところですが、そのプッシャー、チップを押してやるプッシャーの交換であるとか、シリンダーの交換等、そういった修繕を行うものでございます。

それから、地域包括ケア病床に関してでござ

いますが、これは地域包括ケア病床といいますが、これは急性期病院での手術や、あるいは高度な治療を終えて、状態が安定した患者さんは、2週間程度で一般的には、病気にもよりますが、おおむね2週間程度で急性期病院から自宅に退院というふうになるわけですが、特に高齢者など、体力が十分に回復していない中でダイレクトに自宅に退院するとなると、なかなか大変だということで、そういった患者さんを一定期間受け入れる病床になります。

病床の役割としては、まさに現在当院が担っている病床機能そのものということですが、これを診療報酬上でも適正な評価をしてもらう。つまり入院基本料が一般の病床よりも高く設定されております。病院からしますと、収益の増加が見込めるということで、これを来年度から40床の一般病床のうち、今現在は26床をこの地域包括ケア病床に転換しようとしているところでございます。

以上です。

議長 ほかに質問ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

これから議案第18号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第19号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号
令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算（第
3号）について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。今回の補正予算
の主な内容は、収益的支出について、営業費用
において水道施設巡回車の燃料費ほか202万
5,000円を増額し、支出の総額を4億3,103万
5,000円にしようとするものです。

また、資本的収入及び支出については、建設
改良費の配水管布設がえ事業費として、泉沢地
区配水管布設がえ工事実施設計業務委託料
320万1,000円を増額するとともに、収入におい
ても一般会計出資金を同額増額し、収入及び支
出ともにその総額を3億4,126万5,000円にしよ
うとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしま
すので、ご審議の上、原案のとおりご決定くだ
さいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の詳細につい
て説明いたします。

1ページをごらんください。第1条では、令
和元年度西和賀町水道事業会計補正予算（第3
号）は、次に定めるところによらし、第2条
では収益的支出の予定額の補正を定めており、
営業費用について既決予定額3億9,936万
2,000円に202万5,000円を増額し、水道事業費
用の総額を4億3,103万5,000円にしようとする
ものです。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の
補正を定めており、建設改良費の増額により収
入及び支出ともに既決予定額3億3,806万
4,000円に320万1,000円を増額し、収入及び支
出の総額を3億4,126万5,000円にしようとする
ものです。

2ページをごらんください。第4条では、職
員給与費について、職員の異動等により職員の

手当及び法定福利費に関し既決予算では不足す
ることが見込まれることから、既決予定額
3,820万3,000円に74万2,000円を増額し、
3,894万5,000円にしようとするものです。

それでは、収益的支出の補正予定額の内容に
ついてご説明をいたします。8ページをごらん
ください。1款1項1目原水及び浄水費につい
ては、施設巡回車のガソリン代として25万円を
増額しようとするものです。

2目配水及び給水費について、配水管等の修
繕費として100万円を増額するものです。なお、
この修繕は施工場所を特定しているものではな
く、漏水等が発生した場合に即対応する費用と
なります。

3目総係費については、職員手当として20万
円、職員共済組合負担金等として54万2,000円、
水道使用料の過年度還付金として3万3,000円、
合計77万5,000円を増額しようとするものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内
容について説明いたします。初めに、資本的支
出についてですが、9ページをごらんください。
1款1項2目配水管布設がえ事業費は、泉沢地
区配水管布設がえ工事実施設計業務委託料とし
て320万1,000円を増額するものです。この業務
委託の内容についてですが、県道1号の松川橋
から西和賀森林組合の区間で、時間当たり35立
方メートル漏水していることが判明してしま
すが、県道の道路改良等に伴い、配水管がどのよ
うな経路で埋設されているのかわからない状況
です。このため、この区間の約300メートルに
ついては新たに配水管を布設したいため、その
設計業務を委託するものです。

資本的収入については、先ほど述べた設計業
務委託料の増額に伴い、1款2項1目他会計出
資金について、一般会計出資金として同額を増
額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原
案のとおりご決定くださいますようお願いいた
します。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第19号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時15分 散 会